

兵庫県公報

令和2年7月1日 水曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 都市計画法及び都市計画に関する公聴会開催規則に基づく公聴会の開催（都市計画課）	1
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	23
○ 同 上（同）	33
○ 同 上（同）	38
○ 同 上（同）	43

告 示

兵庫県告示第746号の3

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び都市計画に関する公聴会開催規則（昭和44年兵庫県規則第76号）第2条の規定により、次のとおり都市計画の変更に係る素案の公聴会を開催する。

このことについては、同規則第4条第2項の規定により、兵庫県のホームページにも掲載する。

令和2年7月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 素案を作成した都市計画

(1) 種類及び名称

「阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（阪神地域都市計画区域マスタープラン）

阪神間市計画区域区分

阪神間都市計画都市再開発の方針

阪神間都市計画住宅市街地の開発整備の方針

阪神間都市計画防災街区整備方針

(2) 素案の概要

「阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（阪神地域都市計画区域マスタープラン）

別記1のとおり

阪神間都市計画区域区分

別記2のとおり

阪神間都市計画都市再開発の方針

別記3のとおり

阪神間都市計画住宅市街地の開発整備の方針

別記4のとおり

阪神間都市計画防災街区整備方針

別記5のとおり

(3) 素案の閲覧期間

令和2年7月1日（水）から同年8月1日（土）まで

(4) 素案の閲覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、尼崎市都市整備局都市計画部都市計画課、西宮市都市局都市計画部都市計画課、芦屋市都市建設部都市計画課、伊丹市都市活力部都市整備室都市計画課、宝塚市都市整備部都市整備室都市計画課、川西市都市政策部都市政策課、三田市まちの再生部都市政策室都市計画課及び猪名川町まちづくり部都市政策課

なお、素案は、兵庫県のホームページ

(https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/r2-toshimas_setsumeikai.html) においても掲示する。

2 公聴会の日時及び場所

(1) 日時

令和2年8月1日（土） 午前11時から

(2) 場所

アステ川西 6階アステ市民プラザ アステホール3 川西市栄町25-1 電話 (072) 740-1115

(定員人員(40人)を超えた場合は、入場制限を行う場合がある。)

3 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者(阪神間都市計画区域内に住所を有する者並びに利害関係人に限り、代理人は認めない。)は、下記公述申出書提出期間内に、意見の要旨、その理由、住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を記載した兵庫県知事宛ての書面を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に郵送又は持参により提出すること。

なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する場合がある。

また、同趣旨の意見が多数ある場合は、公述人を選定する場合がある。

4 素案の公述申出書提出期間

令和2年7月1日（水）から同月22日（水）まで（必着）

5 公聴会の公開

公聴会は、これを公開する。

6 公聴会に関する問い合わせ先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 (078) 341-7711 内線4649・4656

別記1

阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (阪神地域都市計画区域マスタープラン)の変更素案の概要

第1 基本的事項

(1) 役割

- ・ 中長期的視点に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示すもの
- ・ 都市計画区域マスタープランに即して市町マスタープラン及び立地適正化計画を定める。

(2) 策定単位

- ・ 広域的な圏域として設定する6の地域(阪神、東播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路)を策定単位とする。

(3) 目標年次

- ・ 「21世紀兵庫長期ビジョン」の展望年次である令和22年(2040年)の都市の姿を展望しつつ、目標年次を令和7年(2025年)とする。

第2 都市計画の目標

1 都市計画の基本的な視点

(1) 本県の将来像

- ア 21世紀兵庫長期ビジョン
- イ 兵庫2030年の展望
- ウ 兵庫県地域創生戦略

(2) まちづくり基本方針

- ア 安全・安心
- イ 環境との共生
- ウ 魅力と活力
- エ 自立と連携

2 都市計画に関する現状と課題

(1) 人口減少・超高齢社会の進行

現状	課題
・ 疎住化・人口の偏在化の進行	・ 持続可能な生活圏の確保
・ 交通弱者の増加	・ 公共交通ネットワークの維持・確保
・ 情報化社会の進展によるニーズの変化	・ 地域の魅力の向上と地域間交流の促進
・ インバウンド需要の増加	
・ 都市における空き地・空き家の増加	・ 市街地や集落の低密度化対策

(2) 防災対策の必要性の増大

現状	課題
・ 気候変動による自然災害の増加	・ 防災・減災への更なる対策
・ 防災意識の高まり	

(3) 都市の維持管理コストの増大

現状	課題
・ 都市基盤施設の一斉老朽化	・ 都市基盤施設の戦略的な維持管理・更新
・ 施設の維持管理や更新	・ 都市基盤施設整備計画の適切な見直し

(4) 地球環境への配慮

現状	課題
・ 効率的なエネルギー利用等の要請	・ 低炭素・循環型社会の構築
・ 都市農地の位置付けの明確化	・ 都市と緑・農との共生

(5) 産業構造の変化

現状	課題
・ 産業構造の変化による工場の閉鎖	・ 土地利用転換への対応
・ 郊外の大規模集客施設による中心市街地衰退	・ 大規模集客施設の立地誘導
・ IC周辺等での産業用地需要の高まり	・ 産業用地開発への柔軟な対応

(6) 地域の主体性の高まり

現状	課題
・ 東京圏への人口集中等による地域経済の縮小	・ 地域創生等の取組
・ 都市機能等の更新の遅れ	
・ 地方分権の進展と広域的課題への対応	・ 県と市町との役割分担の明確化

3 都市づくりの基本理念

(1) 安全・安心な都市空間の創出

ア 総合的な防災・減災対策の強化

- ・ 災害時における都市の強靱化を図るため、都市の耐震化・不燃化や密集市街地の改善などの防災・減災対策を推進
- ・ 南海トラフ地震、日本海における大規模地震等による津波対策や台風等による高潮対策を強化
- ・ 近年、頻発・激甚化する豪雨による浸水被害や土砂災害に対し、総合的な治水対策や災害に強い森づくりを推進
- ・ 土砂災害特別警戒区域など想定される自然災害のリスクを踏まえて市街化を抑制

イ 全員活躍社会の推進

- ・ 誰もが安心して住まい、安全・快適に移動し、活躍できる社会の実現に向け、ユニバーサル社会づくりを推進
- ・ 女性の社会進出や共働き世帯の増加を踏まえ、子育て支援施設等の充実した環境づくりを促進

(2) 地域主導による都市づくり

ア エリアマネジメントの促進

- ・ 多様な地域課題へ対応するため、住民、事業主等の地域の担い手による魅力あるまちづくりを促進

イ 地域資源を生かした都市の活性化

- ・ 自然や風土などの地域資源を生かした魅力ある都市づくりの実現と多様な交流の拡大を促進
- ・ 都市部では、地域のにぎわいの創出や人口増加につなげるため、空き地・空き家の市場流通を促

進

- ・ 地方部では、古民家や町家等の空き家を地域拠点や宿泊施設等として活用した地域間交流、二地域居住や移住を促進
- ・ 住宅地周辺のまとまりのある農地等を保全・活用
- ・ 市街化調整区域では、その性格を維持しつつ、地域の活力維持や産業の活性化に資するまちづくりを促進

ウ 民間投資の誘導

- ・ 医療・福祉施設、商業施設等が継続して運営するために必要となる一定の人口を持った地域を形成
- ・ 中心市街地等では、都市計画法等の特例制度の活用や規制緩和等により大規模業務施設や都市型住宅等を誘導
- ・ 市街地内に残る大規模工場跡地等の低未利用地は、面的整備事業により土地利用を増進
- ・ PPP（公民連携）やPRE（公的不動産）の効率的な運営と併せた商業、医療・福祉等の都市機能を公有地へ誘導

エ 情報ネットワーク等の活用

- ・ スマートシティの考え方等を踏まえ、情報ネットワークや革新的技術を活用した都市づくりを検討

(3) 持続可能な都市構造の形成

ア 地域連携型都市構造の実現

大都市、地方都市、中山間地域が都市の諸機能において役割分担・相互連携し、活力を持って自立

(ア) 地域連携型都市構造の実現に向けた基本的な方針

① 市街地エリア

- ・ 都市機能集積地区において機能を更新・充実
- ・ 低未利用地の活用や土地の高度利用

② 市街地以外のエリア

- ・ 日常生活に必要なサービス機能を確保
- ・ 都市との交流、二地域居住や定住の促進、既存産業の事業継続支援等により地域の活力を維持

(イ) 都市機能の役割分担と連携の方針

- ・ 機能の集積度及び圏域の広さに応じて都市機能集積地区を位置付け
- ・ 適切な役割分担・連携により多様な機能を確保

(ウ) 交通ネットワークの方針

- ・ 地域に応じた適切な輸送手段により地区間を連携
- ・ 新技術による交通ネットワークについても検討

第3 阪神地域の都市計画の目標等（対象区域：阪神間都市計画区域）

1 都市計画の目標

(1) 阪神地域の目指すべき都市構造

- ・ 民間投資の積極的な活用等による都市機能の強化や広域的な連携による国際競争力の強化
- ・ 利便性の高い公共交通ネットワークを生かした隣接する都市機能集積地区間での都市機能の相互補完

・ 市街地エリアの方向性

① 利便性の高い駅周辺での人口維持

② 都市農地の保全・活用

③ 災害リスクを勘案して市街化を抑制

・ 市街地以外のエリアの方向性

① 地域主導による集落の機能維持や地域活性化を促進

② 都市機能集積地区等との連携を確保

2 区域区分の決定の有無及び方針

(1) 区域区分の決定の有無

- ・ 市街地が連たんし、依然として開発圧力が存在するため、区域区分を定める（都市計画法第7条第1

項の規定により義務付け)。

(2) 区域区分の方針

- ・ 市街化区域は、目標年次(令和7年)における人口や産業を適切に収容し得る区域とし、現市街化調整区域内で、既に市街地を形成している区域や計画的な市街地整備が確実に行われる区域を市街化区域に編入する。
- ・ 現市街化区域内で、災害のリスクが高い区域等を市街化調整区域へ編入する。

3 主要な都市計画の決定の方針

(1) 地域連携型都市構造化に関する方針

- ・ 神戸市や大阪市等の地域外との広域連携を強化

ア 都市機能集積地区の特性を生かした都市機能の充実

(ア) 地域都市機能集積地区・都市機能を維持・充実

- ・ JR尼崎駅～阪神尼崎駅周辺
- ・ 阪神西宮駅～阪急西宮北口駅周辺
- ・ JR芦屋駅周辺
- ・ JR・阪急伊丹駅周辺
- ・ JR・阪急宝塚駅周
- ・ JR川西池田駅及び阪急・能勢電鉄川西能勢口駅周辺
- ・ JR・神戸電鉄三田駅周辺
- ・ 猪名川パークタウン中心部

(イ) 生活都市機能集積地区・日常生活に必要なサービス等を確保

イ 現在の市街地を中心とした都市機能の利用圏人口の維持

ウ 都市機能集積地区の機能連携の強化

(ア) 広域連携軸・地域内外との連携を強化、国内外の物流を促進

- ・ 関西3空港及び国際コンテナ戦略港湾・阪神港へのアクセス強化により国内外の交流や物流を促進

(イ) 地域内連携軸・鉄道、国道、県道等により地区間の連携を強化

(ウ) 日常生活圏内の移動・公共交通ネットワークを維持・確保

(2) 土地利用に関する方針

ア 主要用途の整備方針

- ・ 主要な鉄道駅周辺に良質な都市型住宅を誘導するなど、京阪神地域における良好な住宅地としての都市の競争力を強化
- ・ 尼崎市東海岸町沖(船出)地区、猪名川町産業拠点地区等の新たな産業用地を整備

イ 市街地において特に配慮すべき土地利用の方針

- ・ オールドニュータウン等を再生
- ・ 大規模工場の撤退等に伴う土地利用転換への対応

ウ 市街化調整区域の土地利用の方針

- ・ 新名神高速道路IC周辺等の計画的な開発整備の誘導

(3) 都市施設に関する方針

ア 交通施設

- ・ 名神湾岸連絡線の早期完成に向けた取組を促進
- ・ 尼崎宝塚線など南北幹線整備による道路ネットワークを円滑化
- ・ 阪神高速環境ロードプライシングによる国道43号の沿道環境改善
- ・ 阪急西宮北口～武庫之荘間における新駅設置を検討
- ・ デマンド型交通などにより北部地域の移手段を確保
- ・ 国内外との交流・環流の拡大を見据え、関西3空港の最大活用に向けた取組を推進、海上交通網の在り方等を検討

イ 公園・緑地

- ・ 六甲山系、北摂山系など都市近郊に残る自然や風致を保全
- ・ 「尼崎21世紀の森構想」を先導する尼崎の森中央緑地を整備
- ・ 県立有馬富士公園では、「地球アトリエ構想」に基づく芸術文化機能の充実により地域内外の交流を促進

ウ 河川・下水道

- ・ 猪名川や武庫川等の計画的な整備を推進
- ・ 生活排水処理計画に基づく流域下水道を計画的に改築・更新

- ・ 地域住民等と連携した水質浄化活動による尼崎運河の環境を改善
- (4) 市街地整備に関する方針
 - ・ 都市計画法等の特例制度の活用、条例・要綱等の規制緩和等により民間投資を適切に誘導し、都市の競争力を強化
 - ・ 長期間事業着手していない市街地開発事業等の見直しを検討
 - ・ 大規模工場跡地等の未利用地の土地利用を促進
 - ・ 立地適正化計画の活用等により適切な都市機能の立地を誘導
 - ・ 駅周辺等の低未利用地における面整備等により土地利用を増進
 - ・ 公共施設の再編と併せた市街地整備を推進
 - ・ JR西宮駅周辺等の市街地再開発事業等による再整備を促進
 - ・ 尼崎市等の密集市街地の防災対策を推進
- (5) 防災に関する方針
 - ・ 国道43号等を軸とした広域防災帯を整備
 - ・ 緊急輸送道路等の整備や橋梁の耐震化を推進
 - ・ 建築物の耐震化・不燃化等、宅地やライフラインの耐震化
 - ・ 尼崎西宮芦屋港の津波対策の早期完了、高潮対策を推進
 - ・ 企業、鉄道事業者等との協働による帰宅困難者対策を推進
 - ・ 総合治水条例に基づく総合的な治水対策を推進
 - ・ 六甲山系グリーンベルト整備事業等を推進
 - ・ 土砂災害特別警戒区域等の指定と必要に応じて市街化を抑制
- (6) 景観形成に関する方針
 - ・ 黒川地区の里山等の恵まれた自然環境を保全
 - ・ 旧伊丹郷町の城下町、芦屋川沿岸や関西学院周辺の眺望景観を形成する地区等の個性ある景観を保全・形成
- (7) 地域の活性化に関する方針
 - ・ 阪神間モダニズムに代表される独自の市民文化や日本遺産として認定された「1300年つづく日本の終活の旅～西国三十三所観音巡礼～」を構成する文化財等を生かした観光を促進
 - ・ 宝塚大劇場等による芸術文化を通じた国内外の交流を促進
 - ・ 阪神なぎさ回廊プロジェクトやひょうご北摂スポーツサイクルの郷づくり等の取組により地域の活性化を促進

別記2

阪神間都市計画区域区分の変更素案の概要


変更する地区の名称、変更概要は、別表及び別図のとおり

別表

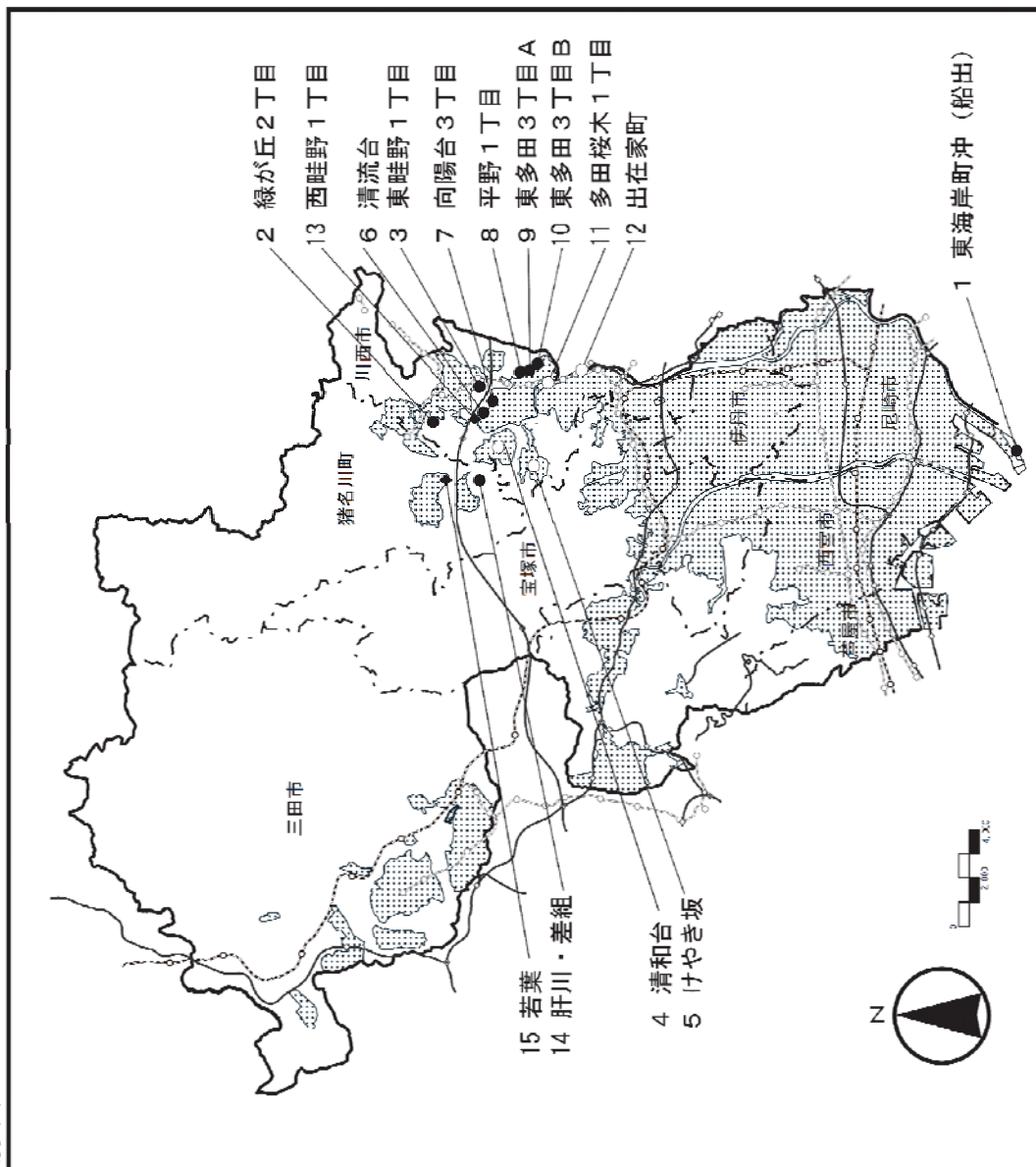
市町名	番号	地区の名称	変更概要
尼崎市	1	東海岸町沖（船出）	市街化区域に編入
川西市	2	緑が丘2丁目	市街化区域に編入
	3	東畦野1丁目	市街化区域に編入
	4	清和台	市街化調整区域に編入
	5	けやき坂	市街化調整区域に編入
	6	清流台	市街化区域に編入
	7	向陽台3丁目	市街化区域に編入
	8	平野1丁目	市街化区域に編入

	9	東多田3丁目A	市街化区域に編入
	10	東多田3丁目B	市街化区域に編入
	11	多田桜木1丁目	市街化調整区域に編入
	12	出在家町	市街化調整区域に編入
	13	西畦野1丁目	市街化区域の境界を調整
猪名川町	14	肝川・差組	市街化区域に編入
	15	若葉	市街化区域の境界を調整

阪神間都市計画区域
市街化区域・市街化調整区域の
変更概要図

凡	例
—	都市計画区域境界
—	市町界
	現在の市街化区域
●	今回、市街化区域に編入を予定している区域
○	今回、市街化調整区域に編入を予定している区域
◆	今回、市街化区域の境界を調整する区域

別図



別記3

阪神間都市計画都市再開発の方針の変更素案の概要

1 基本的事項

本方針は、都市計画法第7条の2第1項及び都市再開発法第2条の3第1項の規定に基づき、阪神間都市計画区域の市街化区域内において、計画的な再開発が必要な市街地の健全な発展と秩序ある整備を図るため、以下の事項を定めるものである。

- ① 計画的な再開発が必要な市街地に係る再開発の目標並びに当該市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針
- ② 特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区及び当該地区の整備又は開発の計画の概要

2 都市再開発の基本方針

本都市計画区域は、京阪神大都市圏の枢要な地域として、高度経済成長期を通じて、人口及び産業の急激な集積により市街地が飛躍的に拡大し、神戸地域から大阪市にかけて密度の高い市街地が広範囲にわたっている。

今後、人口減少・超高齢社会が進行し、持続可能な生活圏の確保が求められる中、防災対策の必要性の増大、都市の維持管理コストの増大、地球環境への配慮、産業構造の変化、地域の主体性の高まり等を踏まえ、安全で安心な魅力ある地域連携型都市構造の形成を目指し、既存ストックの有効活用や民間投資の適切な誘導等により、地域の課題に応じた市街地の整備・改善を推進する。

主要な鉄道駅周辺においては、低未利用地や農地等の利活用を促進し、交通結節機能の改善・強化や商業・業務、都市型住宅等の都市機能の充実を図る。

今後、公共施設の統廃合や大規模工場の移転等に伴って生じた未利用地については、周辺地域との調和に配慮した適切な再利用を促進し、公共施設の再編や地域産業の持続的な振興、生活支援機能の誘致、住宅市街地の整備等を図る。

老朽化した公的賃貸住宅団地においては、計画的な建替えを進めるとともに、必要な公共施設を併せて整備し、居住環境の改善に向けた団地再生に取り組む。

住宅と工場が混在する地域においては、工場の操業環境の保全と良好な住環境との調和を図る。

防災上課題のある地区については、安全で安心なまちづくりを進めるため、都市基盤の整備、建物の防火・不燃化、老朽住宅の建替え等に取り組み、都市の防災性を強化し、居住環境の向上を図る。

国道43号沿道においては、環境防災緑地の整備等により沿道環境に配慮したまちなみの形成を図る。

低層住宅地周辺の低未利用地や都市基盤施設が脆弱な地区においては、都市農業の振興等に配慮しつつ、面的整備事業により土地利用の増進を図る。

以上のことに加え、誰もが利用しやすいようにユニバーサルデザインに配慮した都市施設の整備を図るとともに、緑あふれる都市環境の形成や歴史・文化等を生かした魅力的な都市景観の形成を図る。

また、阪神・淡路大震災の教訓を活かし、既成市街地の再生や整備に当たっては、住民のまちづくりに対する意識の向上を図るとともに、住民、NPO等の自発的かつ自律的なまちづくりを支援するなど、広く住民の参画と協働の下に推進する。

3 計画的な再開発が必要な市街地の整備

土地利用の転換、都市機能の強化、都市景観の向上、住環境や防災機能の改善等について整備課題を抱えている既成市街地等を、都市再開発法第2条の3第1項第1号に規定する「計画的な再開発が必要な市街地」として位置付ける。あわせて、同市街地のうち、土地利用の状況等から判断して整備が急がれる地域を、「特に整備課題の集中が見られる地域」として位置付けるとともに、重点的に市街地の整備を推進すべき地区を、都市再開発法第2条の3第1項第2号に規定する「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」として位置付ける。

4 地区等一覧

市町名	計画的な再開発が必要な市街地	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区

三田市	三田 (約56ha)	三田駅前 (Cブロック) 地区 (約1.9ha)
芦屋市	山手地区 (約188ha)	
	阪急芦屋川駅周辺地区 (約95ha)	
	J R 芦屋駅周辺地区 (約113ha)	J R 芦屋駅南 (約1.1ha)
	阪神打出駅周辺地区 (約96ha)	
	阪神芦屋駅周辺地区 (約155ha)	
西宮市	本庁 (約213ha)	庁舎周辺地区 (約9.6ha)
		阪神西宮駅周辺地区 (約5.8ha)
		J R 西宮駅南西地区 (約2.5ha)
	西宮北口周辺 (約 210ha)	
	今津 (約 273ha)	津門大塚地区 (約 12.0ha)
	浜脇 (約 175ha)	
	香櫨園 (約 116ha)	
	上ヶ原 (約 410ha)	
	甲東・瓦木 (約 382ha)	樋ノ口地区 (約7.0ha)
	甲子園口 (約 176ha)	
	鳴尾 (約 318ha)	
	甲子園 (約 403ha)	浜甲子園団地地区 (約 35.0ha)
	夙川 (約 331ha)	
	大社 (約 167ha)	
	尼崎市	阪急沿線地域 (約1,825ha)
J R 沿線地域 (約1,241ha)		
阪神沿線地域 (約789ha)		
臨海地域 (約854ha)		
伊丹市	中南部 (約999ha)	
	西北部 (約977ha)	
	東部 (約421ha)	
宝塚市	宝塚中心市街地周辺 (約718ha)	市役所周辺地区 (約17.7ha)
	売布周辺 (約319ha)	安倉北 (約14.6ha)
	小林周辺 (約480ha)	仁川団地地区 (約10.3ha)
	山本周辺 (約474ha)	中筋 J R 南第2地区 (約14.0ha)
		中筋 J R 南・西 (約4.5ha)

川西市	中心市街地(約86ha)	川西能勢口駅前地区(約3.2ha)
	南部(約180ha)	
	中部(約142ha)	
	中心市街地南部(約240ha)	
計	約13,622ha	15地区 約142.6ha

別記4

阪神間都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更素案の概要

1 基本的事項

本方針は、都市計画法第7条の2第1項及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、阪神間都市計画区域において住宅及び住宅地の供給を促進するため、良好な住宅市街地の開発整備に係る以下の事項を定めるものである。

①住宅市街地の開発整備の目標及び良好な住宅市街地の整備又は開発の方針

②一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、又は開発すべき市街化区域における相当規模の地区（以下「重点地区」という。）及び当該地区の整備又は開発の計画の概要

2 住宅市街地の開発整備の目標（法第4条第1項第1号）

本都市計画区域は、神戸地域から大阪市にかけて密度の高い市街地が広範囲に連たんする地域であり、六甲山麓等の閑静な住宅地や郊外の緑豊かなニュータウンなど、利便性の高い都市圏にありながら、自然環境と共生した良好な住環境が形成されている。

今後、人口減少に伴い、空き家や空き地の増加が予想されることから、郊外部での新たな住宅市街地の開発は行わず、既存ストックの質の向上により既成市街地の更新を図り、京阪神地域における良好な住宅地としての競争力を強化する。

3 良好な住宅市街地の整備又は開発の方針（法第4条第1項第1号）

既成市街地内の主要な鉄道駅周辺では、中高層を中心とした住宅地の形成を図り、既成市街地内の低未利用地では、道路や公園等の都市施設と住宅地を併せて整備するなど計画的な土地利用を図る。

既成市街地周辺においては、自然環境の保全に配慮した、ゆとりのある住宅市街地の形成を図る。

郊外住宅団地等で、既に事業に着手している住宅地については、地域の需要を見極めつつ円滑な事業推進に努め、老朽化した団地等では、建替え等により良好な住環境の形成を図る。

また、生活支援機能の確保や公共交通機能との連携に配慮した持続可能な住宅市街地の形成を図る。

なお、住宅市街地の整備・開発に当たっては、周辺に配慮した良好な住環境の確保及び都市景観の保全等の観点から、必要に応じて、地区計画等を活用する。

4 重点地区（法第4条第1項第2号）

「兵庫県住生活基本計画」（平成29年3月改定）に定める重点供給地域のうち、市街地開発事業等の面的整備事業の実施等により、良好な住宅市街地として計画的に開発整備すべき地区を法第4条第1項第2号イに規定する重点地区に位置付ける。

5 重点地区一覧

市町名	重点地区
芦屋市	南芦屋浜地区(約125.6ha)
西宮市	浜甲子園団地地区(約35ha)
宝塚市	宝塚山手台地区(94ha)
	仁川団地地区(約10.3ha)
川西市	川西能勢口駅東地区第2工区(約0.3ha)
計	5地区 約265.2ha

別記5

阪神間都市計画防災街区整備方針の変更素案の概要

1 基本的事項

本方針は、都市計画法第7条の2第1項及び密集市街地における防災街区の整備に関する法律第3条第1項の規定に基づき、阪神間都市計画区域の市街化区域内において、密集市街地（老朽化した木造の建築物が密集しており、十分な公共施設が整備されていない地域や、火事や地震が発生した場合に延焼防止上及び避難上の機能が確保されていない地域をいう。）内の各街区について、防災街区としての整備を図るため、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区（以下「防災再開発促進地区」という。）及び当該地区の整備又は開発の計画の概要を定めるものである。

2 防災街区整備の方針

本都市計画区域は、京阪神大都市圏の枢要な地域として、高度経済成長期を通じて、人口及び産業の急激な集積により市街地が飛躍的に拡大してきたが、既存市街地の中には防災上の課題を持つ密集市街地が存在している。

このため、これらの地域については、防火地域又は準防火地域、地区計画等の規制誘導手法や、市街地開発事業、耐震改修事業等の各種事業を活用しつつ、建築物の建替え等による耐震化・不燃化の促進、避難、延焼防止及び消火救出活動に有効な道路、公園等の防災施設の整備等に取り組むことで、安全で安心な市街地の形成を図る。また「兵庫県密集市街地整備マニュアル（平成28年3月）」を踏まえ、これらの手法に加え、建築基準法の特例制度等を活用し、住民の自主的な建替え等により密集市街地の解消を目指す。

なお、密集市街地の改善に当たっては、県、市町、住民、事業者等多様な主体が相互に連携しながら、協働して防災の取組を推進することとし、コミュニティを中心とする自主防災意識の向上を図るほか、住民、NPO等の自発的かつ自律的なまちづくりを支援するなど、広く参画と協働のまちづくりを推進する。

3 防災再開発促進地区等の整備

密集市街地のうち、住民のまちづくり意識の高まりや合意形成の状況等を勘案して、市町における整備の優先度が高い地区を法第3条第1項第1号に規定する防災再開発促進地区に位置付ける。

また、防災再開発促進地区に次いで、優先的に住民に対して防災・減災に対する知識の普及や意識の高揚を図り、協働で防災性の向上に努める必要がある地域を課題地域とする。

4 防災再開発促進地区一覧

市町名	防災再開発促進地区
尼崎市	潮江北地区(約77.4ha)
	今福・杭瀬寺島地区(約13.4ha)
川西市	川西能勢口駅前地区(約3.2ha)
計	3地区 約94.0ha



兵庫県告示第746号の4

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び都市計画に関する公聴会開催規則（昭和44年兵庫県規則第76号）第2条の規定により、次のとおり都市計画の変更に係る素案の公聴会を開催する。

このことについては、同規則第4条第2項の規定により、兵庫県のホームページにも掲載する。

令和2年7月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 素案を作成した都市計画

(1) 種類及び名称

「東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「東条都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」並びに「吉川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（東播磨地域都市計画区域マスタープラン）

東播都市計画区域区分

東播都市計画都市再開発の方針

東播都市計画住宅市街地の開発整備の方針

東播都市計画防災街区整備方針

(2) 素案の概要

「東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「東条都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」並びに「吉川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（東播磨地域都市計画区域マスタープラン）

別記1のとおり

東播都市計画区域区分

別記2のとおり

東播都市計画都市再開発の方針

別記3のとおり

東播都市計画住宅市街地の開発整備の方針

別記4のとおり

東播都市計画防災街区整備方針

別記5のとおり

(3) 素案の閲覧期間

令和2年7月1日（水）から同月31日（金）まで

(4) 素案の閲覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、明石市都市局都市整備室都市総務課、加古川市都市計画部都市計画課、西脇市建設水道部都市計画課、三木市都市整備部都市政策課、高砂市まちづくり部まちづくり推進室都市政策課、小野市地域振興部まちづくり課、加西市都市整備部都市計画課、加東市都市整備部都市政策課、稲美町地域整備部都市計画課、播磨町都市計画グループ及びび多可町建設課

なお、素案は、兵庫県のホームページ

(https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/r2-toshimas_setsumeikai.html) においても掲示する。

2 公聴会の日時及び場所

(1) 日時

令和2年7月31日（金） 午後7時から

(2) 場所

兵庫県加古川総合庁舎 2階大会議室 加古川市加古川町寺家町天神木97-1 電話(079)421-1101
(定員人員(40人)を超えた場合は、入場制限を行う場合がある。)

3 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者（東播都市計画区域、中都市計画区域、東条都市計画区域及び吉川都市計画区域内に住所を有する者並びに利害関係人に限り、代理人は認めない。）は、下記公述申出書提出期間内に、意見の要旨、その理由、住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を記載した兵庫県知事宛ての書面を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に郵送又は持参により提出すること。

なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する場合がある。

また、同趣旨の意見が多数ある場合は、公述人を選定する場合がある。

4 素案の公述申出書提出期間

令和2年7月1日（水）から同月21日（火）まで（必着）

5 公聴会の公開

公聴会は、これを公開する。

6 公聴会に関する問い合わせ先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 (078) 341-7711 内線4649・4656

別記1

「東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「東条都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」並びに「吉川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（東播磨地域都市計画区域マスタープラン）の変更素案の概要

第1 基本的事項

(1) 役割

- ・ 中長期的視点に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示すもの
- ・ 都市計画区域マスタープランに即して市町マスタープラン及び立地適正化計画を定める。

(2) 策定単位

- ・ 広域的な圏域として設定する6の地域（阪神、東播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路）を策定単位とする。

(3) 目標年次

- ・ 「21世紀兵庫長期ビジョン」の展望年次である令和22年（2040年）の都市の姿を展望しつつ、目標年次を令和7年（2025年）とする。

第2 都市計画の目標

1 都市計画の基本的な視点

(1) 本県の将来像

- ア 21世紀兵庫長期ビジョン
- イ 兵庫2030年の展望
- ウ 兵庫県地域創生戦略

(2) まちづくり基本方針

- ア 安全・安心
- イ 環境との共生
- ウ 魅力と活力
- エ 自立と連携

2 都市計画に関する現状と課題

(1) 人口減少・超高齢社会の進行

現状	課題
・ 疎住化・人口の偏在化の進行	・ 持続可能な生活圏の確保
・ 交通弱者の増加	・ 公共交通ネットワークの維持・確保
・ 情報化社会の進展によるニーズの変化	・ 地域の魅力の向上と地域間交流の促進
・ インバウンド需要の増加	
・ 都市における空き地・空き家の増加	・ 市街地や集落の低密度化対策

(2) 防災対策の必要性の増大

現状	課題
・ 気候変動による自然災害の増加	・ 防災・減災への更なる対策
・ 防災意識の高まり	

(3) 都市の維持管理コストの増大

現状	課題
・ 都市基盤施設の一斉老朽化	・ 都市基盤施設の戦略的な維持管理・更新
・ 施設の維持管理や更新	・ 都市基盤施設整備計画の適切な見直し

(4) 地球環境への配慮

現状	課題
・ 効率的なエネルギー利用等の要請	・ 低炭素・循環型社会の構築
・ 都市農地の位置付けの明確化	・ 都市と緑・農との共生

(5) 産業構造の変化

現状	課題
・ 産業構造の変化による工場の閉鎖	・ 土地利用転換への対応
・ 郊外の大規模集客施設による中心市街地衰退	・ 大規模集客施設の立地誘導
・ IC周辺等での産業用地需要の高まり	・ 産業用地開発への柔軟な対応

(6) 地域の主体性の高まり

現状	課題

<ul style="list-style-type: none"> 東京圏への人口集中等による地域経済の縮小 都市機能等の更新の遅れ 	<ul style="list-style-type: none"> 地域創生等の取組
<ul style="list-style-type: none"> 地方分権の進展と広域的課題への対応 	<ul style="list-style-type: none"> 県と市町との役割分担の明確化

3 都市づくりの基本理念

(1) 安全・安心な都市空間の創出

ア 総合的な防災・減災対策の強化

- 災害時における都市の強靱化を図るため、都市の耐震化・不燃化や密集市街地の改善などの防災・減災対策を推進
- 南海トラフ地震、日本海における大規模地震等による津波対策や台風等による高潮対策を強化
- 近年、頻発・激甚化する豪雨による浸水被害や土砂災害に対し、総合的な治水対策や災害に強い森づくりを推進
- 土砂災害特別警戒区域など想定される自然災害のリスクを踏まえて市街化を抑制

イ 全員活躍社会の推進

- 誰もが安心して住まい、安全・快適に移動し、活躍できる社会の実現に向け、ユニバーサル社会づくりを推進
- 女性の社会進出や共働き世帯の増加を踏まえ、子育て支援施設等の充実した環境づくりを促進

(2) 地域主導による都市づくり

ア エリアマネジメントの促進

- 多様な地域課題へ対応するため、住民、事業主等の地域の担い手による魅力あるまちづくりを促進

イ 地域資源を生かした都市の活性化

- 自然や風土などの地域資源を生かした魅力ある都市づくりの実現と多様な交流の拡大を促進
- 都市部では、地域のにぎわいの創出や人口増加につなげるため、空き地・空き家の市場流通を促進
- 地方部では、古民家や町家等の空き家を地域拠点や宿泊施設等として活用した地域間交流、二地域居住や移住を促進
- 住宅地周辺のまとまりのある農地等を保全・活用
- 市街化調整区域では、その性格を維持しつつ、地域の活力維持や産業の活性化に資するまちづくりを促進

ウ 民間投資の誘導

- 医療・福祉施設、商業施設等が継続して運営するために必要となる一定の人口を持った地域を形成
- 中心市街地等では、都市計画法等の特例制度の活用や規制緩和等により大規模業務施設や都市型住宅等を誘導
- 市街地内に残る大規模工場跡地等の低未利用地は、面的整備事業により土地利用を増進
- PPP（公民連携）やPRE（公的不動産）の効率的な運営と併せた商業、医療・福祉等の都市機能を公有地へ誘導

エ 情報ネットワーク等の活用

- スマートシティの考え方等を踏まえ、情報ネットワークや革新的技術を活用した都市づくりを検討

(3) 持続可能な都市構造の形成

ア 地域連携型都市構造の実現

大都市、地方都市、中山間地域が都市の諸機能において役割分担・相互連携し、活力を持って自立

(ア) 地域連携型都市構造の実現に向けた基本的な方針

① 市街地エリア

- 都市機能集積地区において機能を更新・充実
- 低未利用地の活用や土地の高度利用

② 市街地以外のエリア

- 日常生活に必要なサービス機能を確保

- ・ 都市との交流、二地域居住や定住の促進、既存産業の事業継続支援等により地域の活力を維持
 - (イ) 都市機能の役割分担と連携の方針
 - ・ 機能の集積度及び圏域の広さに応じて都市機能集積地区を位置付け
 - ・ 適切な役割分担・連携により多様な機能を確保
 - (ウ) 交通ネットワークの方針
 - ・ 地域に応じた適切な輸送手段により地区間を連携
 - ・ 新技術による交通ネットワークについても検討
- 第3 東播磨地域の都市計画の目標等（対象区域：東播都市計画区域・中都市計画区域・東条都市計画区域・吉川都市計画区域）
- 1 都市計画の目標
- (1) 東播磨地域の目指すべき都市構造
- ・ 臨海部の地域都市機能集積地区では、神戸市や姫路市との役割分担に留意しつつ、都市機能の集積により地域全体の都市機能を確保
 - ・ 内陸部では、都市機能集積地区間での都市機能を相互補完するとともに、IC周辺等の新たな産業団地の形成を促進
 - ・ 市街地エリアの方向性
 - ① 臨海部の主要な駅周辺の高度利用
 - ② 都市農地の保全・活用
 - ③ 災害リスクを勘案して市街化を抑制
 - ・ 市街地以外のエリアの方向性
 - ① 地域主導による集落の機能維持や地域活性化を促進
 - ② 都市機能集積地区等との連携を確保
- 2 区域区分の決定の有無及び方針
- (1) 区域区分の決定の有無
- ・ 東播都市計画区域は、市街地が連たんし、依然として開発圧力が存在するため、区域区分を定める。
 - ・ 中・東条・吉川都市計画区域では、急激かつ無秩序な市街化の進行は想定されないため、区域区分を定めない。
- (2) 区域区分の方針
- ・ 市街化区域は、目標年次（令和7年）における人口や産業を適切に収容し得る区域とし、現市街化調整区域内で、既に市街地を形成している区域や計画的な市街地整備が確実に行われる区域を市街化区域に編入する。
- 3 主要な都市計画の決定の方針
- (1) 地域連携型都市構造化に関する方針
- ・ 臨海部は、神戸・西播磨地域と連たんする一体の市街地として、一定の人口を維持及び都市機能を維持・充実
 - ・ 内陸部は、隣接する都市機能集積地区間で都市機能を相互補完
- ア 都市機能集積地区の特性を生かした都市機能の充実
- (イ) 地域都市機能集積地区・都市機能を維持・充実及び相互補完
- ・ JR・山陽電鉄明石駅周辺
 - ・ JR加古川駅周辺
 - ・ 山陽電鉄高砂駅周辺
 - ・ 西脇病院・西脇市役所・市民交流施設周辺
 - ・ 茜が丘複合施設Miraie周辺
 - ・ 神戸電鉄三木駅周辺
 - ・ 神戸電鉄小野駅～きらら通り周辺
 - ・ 国道175号周辺～ひょうご小野産業団地周辺
 - ・ 北条鉄道北条町駅～加西市役所～東高室交差点周辺
 - ・ やしろショッピングパークBi0周辺
- (ウ) 生活都市機能集積地区・日常生活に必要なサービス等を確保
- イ 現在の市街地を中心とした都市機能の利用圏人口の維持
- ウ 都市機能集積地区の機能連携の強化
- (エ) 広域連携軸・神戸・西播磨地域を結ぶネットワークの更なる強化

- (イ) 地域内連携軸・鉄道、国道、県道等により地区間の連携を強化
- (ロ) 日常生活圏内の移動・公共交通ネットワークを維持・確保
- (2) 土地利用に関する方針
 - ア 線引き都市計画区域の土地利用
 - (ア) 主要用途の整備方針
 - ・ JR・山陽電鉄明石駅、JR加古川駅周辺の高度利用等を促進
 - ・ 工業地においては、規制緩和等により地域産業を振興
 - (イ) 市街地において特に配慮すべき土地利用の方針
 - ・ 明舞団地等をモデルとしたオールドニュータウン等の再生
 - (ロ) 市街化調整区域の土地利用の方針
 - ・ IC及び幹線道路周辺における土地利用の計画的な誘導
 - イ 非線引き都市計画区域の土地利用
 - ・ 東条IC周辺等の開発圧力が比較的強い地域においては、用途地域の指定等により、土地利用コントロールを促進
- (3) 都市施設に関する方針
 - ア 交通施設
 - ・ 東播磨道の整備、国道2号の拡幅整備を推進
 - ・ 東播丹波連絡道路や神戸西バイパスの整備、播磨臨海地域道路の早期事業化に向けた取組を促進
 - ・ 東加古川駅周辺の連続立体交差事業の事業化を推進
 - ・ 山陽電鉄高砂駅周辺の連続立体交差事業、山陽電鉄高砂駅やJR曾根駅南口の駅前広場の整備を検討
 - ・ デマンド型交通などにより移動手段を確保
 - ・ 東播磨港の内航フィーダー網の充実強化による機能強化
 - イ 公園・緑地
 - ・ 播磨中部丘陵等の緑、加古川、播磨灘、いなみ野台地のため池等の豊かな自然環境や水辺空間を保全
 - ・ 県立都市公園等のスポーツ・レクリエーション機能を充実
 - ウ 河川・下水道
 - ・ 治水・利水、生態系、水文化・景観等に配慮した河川整備を推進
 - ・ 杉原川等において人と自然が共生する河川環境を保全・創出
 - ・ 流域下水道等の更新・整備及び適正な維持管理を促進
 - ・ 豊かな海の実現に向けた取組を推進
- (4) 市街地整備に関する方針
 - ・ 都市計画法の特例制度の活用等により民間投資を適切に誘導
 - ・ 密集市街地での地区計画の活用等による道路、公園等の整備と建築物の耐震化・不燃化を一体的に進め、防災対策を推進
 - ・ JR加古川駅周辺における再開発を促進
 - ・ 明舞団地のエリアマネジメント等による団地再生を推進
 - ・ JR大久保駅周辺等の低未利用地における土地利用を促進
 - ・ 加古川市神野台地区の健康拠点構想、小野長寿の郷構想を推進
 - ・ 明石港東外港地区再開発等の計画的な市街地の形成を推進
- (5) 防災に関する方針
 - ・ 県立三木総合防災公園等を核として地域防災拠点等と連携
 - ・ 緊急輸送道路等の整備や橋梁の耐震化を推進
 - ・ 建築物の耐震化・不燃化等、宅地やライフラインの耐震化
 - ・ 津波・高潮対策の計画的な推進
 - ・ 総合治水条例に基づく総合的な治水対策
 - ・ 土砂災害特別警戒区域等の指定と必要に応じて市街化を抑制
 - ・ 砂防堰堤や治山ダム等の重点的な整備を推進
- (6) 景観形成に関する方針
 - ・ 播磨中部丘陵及びこれに連続する段丘崖等の緑地、加古川や播磨灘等を中心とした豊かな水と緑の自然環境を保全
 - ・ 岩座神地区の棚田等の文化的な景観、北条の宿場町・寺町等の歴史的な景観を保全・形成
- (7) 地域の活性化に関する方針
 - ・ 明石城や日本遺産として認定された「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」を構成する文化財等の地域資源を生かしたまちづくりを促進
 - ・ 「いなみ野ため池ミュージアム」、「高砂みなとまちづくり」、「加古川魅力あるまちづくり」等の参画

と協働の取組を促進

- ・ 伝統的な産業の集積を生かした産業ツーリズムを推進

別記2

東播都市計画区域区分の変更素案の概要

変更する地区の名称、変更概要は、別表及び別図のとおり

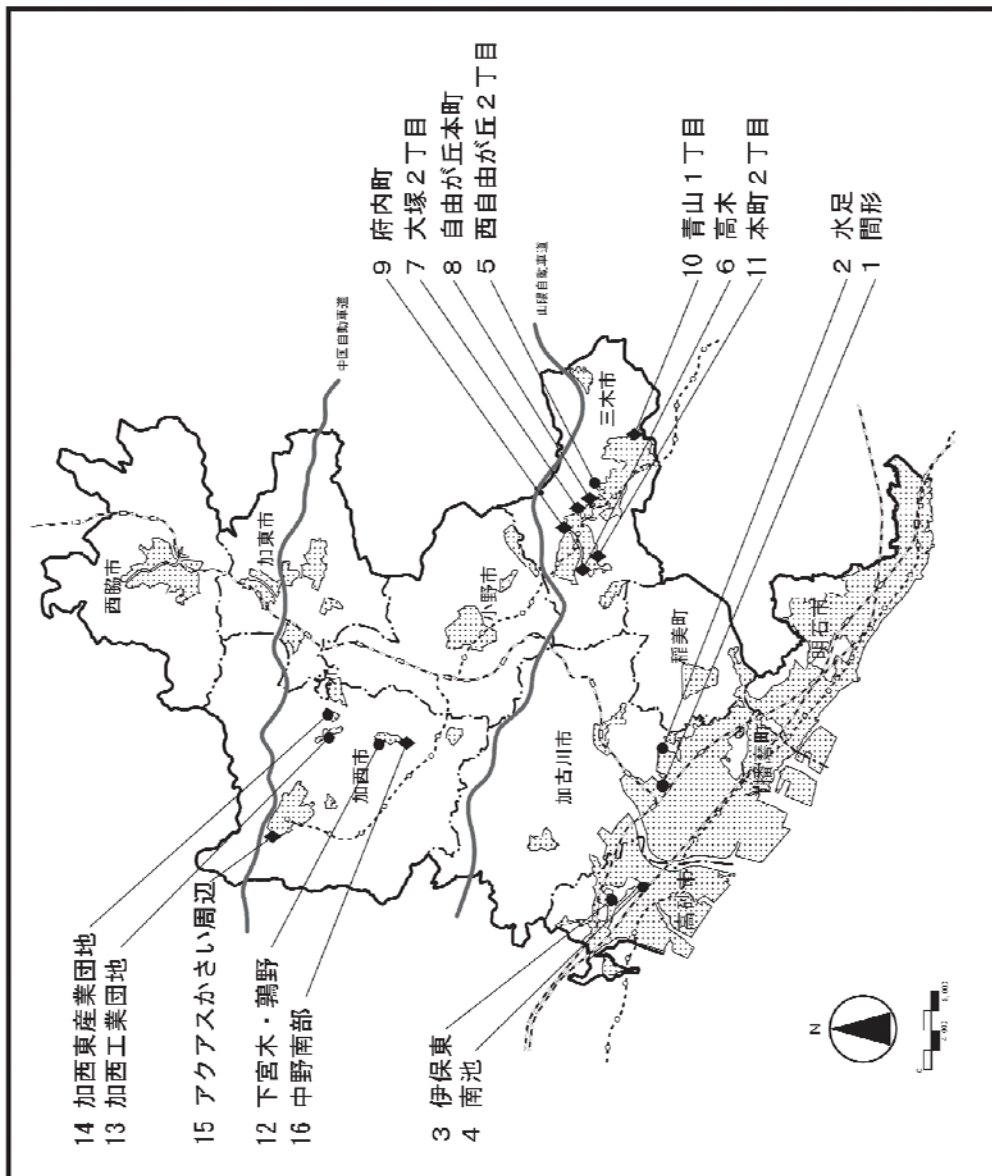
別表

市町名	番号	地区の名称	変更概要
加古川市	1	間形	市街化区域に編入
	2	水足	市街化区域に編入
高砂市	3	伊保東	市街化区域に編入
	4	南池	市街化区域に編入
三木市	5	西自由が丘2丁目	市街化区域に編入
	6	高木	市街化区域の境界を調整
	7	大塚2丁目	市街化区域の境界を調整
	8	自由が丘本町	市街化区域の境界を調整
	9	府内町	市街化区域の境界を調整
	10	青山1丁目	市街化区域の境界を調整
	11	本町2丁目	市街化区域の境界を調整
加西市	12	下宮木・鶉野	市街化区域に編入
	13	加西工業団地	市街化区域に編入
	14	加西東産業団地	市街化区域に編入
	15	アクアスカさい周辺	市街化区域の境界を調整
	16	中野南部	市街化区域の境界を調整

東播都市計画区域
市街化区域・市街化調整区域の
変更概要図

凡	例
——	都市計画区域境界
---	市界
■	現在の市街化区域
●	今回、市街化区域に編入を予定している区域
◆	今回、市街化区域の境界を調整する区域

別 図



別記3

東播都市計画都市再開発の方針の変更素案の概要

1 基本的事項

本方針は、都市計画法第7条の2第1項及び都市再開発法第2条の3第2項の規定に基づき、東播都市計画区域の市街化区域内において、計画的な再開発が必要な市街地の健全な発展と秩序ある整備を図るため、以下の事項を定めるものである。

- ①計画的な再開発が必要な市街地に係る再開発の目標並びに当該市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針
- ②特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区及び当該地区の整備又は開発の計画の概要

2 都市再開発の方針

本都市計画区域は、臨海部は播磨臨海工業地帯の一部として重化学工業の集積により発展し、神戸地域と西播磨地域を結ぶ鉄道駅周辺を中心に市街地が連なっている。内陸部は、河川や街道沿いの市街地周辺に農山村集落が点在しており、各都市が特色のある地場産業等を有している。

今後、人口減少・超高齢社会が進行し、持続可能な生活圏の確保が求められる中、防災対策の必要性の増大、都市の維持管理コストの増大、地球環境への配慮、産業構造の変化、地域の主体性の高まり等を踏まえ、安全で安心な魅力ある地域連携型都市構造の形成を目指し、既存ストックの有効活用や民間投資の適切な誘導等により、地域の課題に応じた市街地の整備・改善を推進する。

J R・山陽電鉄明石駅やJ R加古川駅周辺においては、再開発等による土地の高度利用を促進し、商業・業務、都市型住宅等の都市機能の充実を図る。

その他の臨海部の主要鉄道駅周辺においては、低未利用地等を活用し、土地の高度利用や都市機能の集積を促進するとともに、都市基盤が未整備の地区では面的整備事業等により土地利用の増進を図る。

住宅と工場が混在する地域においては、工場の操業環境の保全と良好な居住環境との調和を図る。

防災上課題のある地区については、安全で安心なまちづくりを進めるため、都市基盤の整備、建物の防火・不燃化、老朽住宅の建替え等に取り組み、都市の防災性を強化し、居住環境の向上を図る。

明舞団地においては、再生計画に基づき、引き続き地域コミュニティの再生と施設の再整備を推進する。

以上のことに加え、誰もが暮らしやすいようにユニバーサルデザインに配慮した都市施設の整備を図るとともに、緑あふれる都市環境の形成や歴史・文化等を生かした魅力的な都市景観の形成を図る。

また、阪神・淡路大震災の教訓を生かし、既成市街地の再生や整備に当っては、住民のまちづくりに関する意識の向上を図るとともに、住民、NPO等の自発的かつ自律的なまちづくりを支援するなど、広く住民の参画と協働の下に推進する。

3 計画的な再開発が必要な市街地の整備

土地利用の転換、都市機能の強化、都市景観の向上、居住環境や防災機能の改善等について整備課題を抱えている既成市街地等を、都市再開発法第2条の3第1項第1号に規定する「計画的な再開発が必要な市街地」として位置付ける。あわせて、同市街地のうち土地利用の状況等から判断して整備が急がれる地域を、「特に整備課題の集中が見られる地域」として位置付けるとともに、重点的に市街地の整備を推進すべき地区を、都市再開発法第2条の3第2項に規定する「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」として位置付ける。

5 地区等一覧

市町名	計画的な再開発が必要な市街地	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区
明石市	明石（約266ha）	
	西明石（約218ha）	
	大久保（約96ha）	大久保駅前地区（約35.2ha）
	東二見（約57ha）	
	明舞（約78ha）	

加古川市 高砂市	宝殿(約84ha)	
加古川市	加古川(約218ha)	J R加古川駅北地区 (約24.6ha)
		篠原地区 (約 1.4ha)
	東加古川(約101ha)	
	浜の宮(約134ha)	
	別府(約101ha)	
高砂市	米田東(約85ha)	
	山電曾根駅周辺(約179ha)	
	山電伊保～荒井(約69ha)	
	山電高砂駅南地区 (約93ha)	
播磨町	土山駅北 (約6.0ha)	
計	約1,785ha	4地区 約61.2ha

別記4

東播都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更素案の概要

1 基本的事項

本方針は、都市計画法第7条の2第1項及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、東播都市計画区域において住宅及び住宅地の供給を促進するため、良好な住宅市街地の開発整備に係る以下の事項を定めるものである。

- ①住宅市街地の開発整備の目標及び良好な住宅市街地の整備又は開発の方針
- ②一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、又は開発すべき市街化区域における相当規模の地区（以下「重点地区」という。）及び当該地区の整備又は開発の計画の概要

2 住宅市街地の開発整備の目標（法第4条第1項第1号）

本都市計画区域の臨海部は、神戸・阪神地域に比べてゆとりのある密度の市街地が連たんしている。人口はすでに減少に転じており、空き家や空き地の増加が予想されることから、郊外部での新たな住宅市街地の開発は行わず、既存ストックの質の向上により既成市街地の更新を図り、良好な居住環境を形成する。

3 良好な住宅市街地の整備又は開発の方針（法第4条第1項第1号）

臨海部の主要な鉄道駅周辺においては、中高層を中心とした住宅地の形成を図るため、引き続き面的整備事業の円滑な推進に努めるとともに、地区計画等を活用して、民間による開発行為を適切に誘導し、良質な住宅市街地を創造する。

また、生活支援機能の確保や公共交通機能との連携に配慮した持続可能な住宅市街地の形成を図る。

なお、住宅市街地の整備・開発に当たっては、周辺に配慮した良好な居住環境の確保及び都市景観の保全等の観点から、必要に応じて、地区計画等を活用する。

4 重点地区（法第4条第1項第2号）

「兵庫県住生活基本計画」（平成29年3月改定）に定める重点供給地域のうち、市街地開発事業等の面的整備事業の実施等により、良好な住宅市街地として計画的に開発整備すべき地区を法第4条第1項第2号イに規程する重点地区に位置付ける。

5 重点地区一覧

市町名	重点地区
明石市	大久保駅前地区 (約35.2ha)

加古川市	加古川駅北地区(約24.6ha)
	養田東地区(約6.4ha)
稲美町	菊徳地区(約7.6ha)
計	4地区 約73.8ha

別記5

東播都市計画防災街区整備方針の変更素案の概要

1 基本的事項

本方針は、都市計画法第7条の2第1項及び密集市街地における防災街区の整備に関する法律第3条第1項の規定に基づき、東播都市計画区域の市街化区域内において、密集市街地（老朽化した木造の建築物が密集しており、十分な公共施設が整備されていない地域や、火事や地震が発生した場合に延焼防止上及び避難上の機能が確保されていない地域をいう。）内の各街区について、防災街区としての整備を図るため、以下の事項を定めるものである。

①特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区（以下「防災再開発促進地区」という。）及び当該地区の整備又は開発の計画の概要

②防災公共施設の整備及びこれと一体となって特定防災機能（火事又は地震が発生した場合において延焼防止上及び避難上確保されるべき機能をいう。）を確保するための建築物等の整備に関する計画の概要

2 防災街区整備の方針

本都市計画区域は、高度経済成長を通じて、人口及び産業の急激な集積により市街地が拡大してきたが、都市施設が未整備なままの旧市街地等で建築物の老朽化が進んでいるなど、防災上の課題を持つ密集市街地が存在している。

このため、これらの市街地については、防火地域又は準防火地域、地区計画等の規制誘導手法や、市街地開発事業、耐震改修事業等の各種事業を活用しつつ、建築物の建替え等による耐震化・不燃化の促進、避難、延焼防止及び消火救出活動に有効な道路、公園等の防災施設の整備等に取り組むことで、安全で安心な市街地の形成を図る。また「兵庫県密集市街地整備マニュアル（平成28年3月）」を踏まえ、これらの手法に加え、建築基準法の特例措置等を活用し、住民の自主的な建替え等により密集市街地の解消を目指す。

密集した町家等の歴史的なまちなみが地域の魅力の一つとなっている地区については、避難路や防災広場の優先的な確保を図りつつ、可能な限り歴史的景観の保全等を図る。

また、密集市街地の改善に当たっては、県、市町、住民、事業者等多様な主体が相互に連携しながら、協働して防災の取組を推進することとし、コミュニティを中心とする自主防災意識の向上を図るほか、住民、NPO等の自発的かつ自律的なまちづくりを支援するなど、広く参画と協働のまちづくりを推進する。

3 防災再開発促進地区等の整備

密集市街地のうち、住民のまちづくり意識の高まりや合意形成の状況等を勘案して、市町における整備の優先度が高い地区を法第3条第1項第1号に規定する防災再開発促進地区に位置付ける。

また、防災再開発促進地区に次いで、優先的に住民に対して防災・減災に対する知識の普及や意識の高揚を図り、協働で防災性の向上に努める必要がある地域を課題地域とする。

4 防災公共施設の整備

特定防災機能を確保するために整備されるべき主要な道路、公園等の公共施設を法第3条第1項第2号に規定する防災公共施設として位置付ける。

5 防災再開発促進地区一覧

市町名	防災再開発促進地区
加古川市	篠原地区(約1.4ha)
計	1地区 約1.4ha



兵庫県告示第746号の5

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び都市計画に関する公聴会開催規則（昭和44年兵庫県規則第76号）第2条の規定により、次のとおり都市計画の変更に係る素案の公聴会を開催する。

このことについては、同規則第4条第2項の規定により、兵庫県のホームページにも掲載する。

令和2年7月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 素案を作成した都市計画**(1) 種類及び名称**

「中播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「西播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「山崎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」並びに「西播磨高原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（西播磨地域都市計画区域マスタープラン）

中播都市計画区域区分

中播都市計画都市再開発の方針

中播都市計画住宅市街地の開発整備の方針

中播都市計画防災街区整備方針

西播都市計画防災街区整備方針

(2) 素案の概要

「中播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「西播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「山崎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」並びに「西播磨高原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（西播磨地域都市計画区域マスタープラン）

別記1のとおり

中播都市計画区域区分

別記2のとおり

中播都市計画都市再開発の方針

別記3のとおり

中播都市計画住宅市街地の開発整備の方針

別記4のとおり

中播都市計画防災街区整備方針

別記5-1のとおり

西播都市計画防災街区整備方針

別記5-2のとおり

(3) 素案の閲覧期間

令和2年7月1日（水）から同年8月11日（火）まで

(4) 素案の閲覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、姫路市都市局まちづくり推進部都市計画課、たつの市都市政策部都市計画課、福崎町まちづくり課、太子町経済建設部まちづくり課、相生市建設農林部都市整備課、赤穂市建設部都市計画課、上郡町建設課、宍粟市建設部都市整備課及び佐用町建設課道路河川管理室

なお、素案は、兵庫県のホームページ

(https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/r2-toshimas_setsumeikai.html) においても掲示する。

2 公聴会の日時及び場所**(1) 日時**

令和2年8月11日（火） 午後7時から

(2) 場所

姫路市市民会館 3階 第2会議室 姫路市総社本町112 電話 (079) 284-2800

(定員人員(40人)を超えた場合は、入場制限を行う場合がある。)

3 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者（中播都市計画区域、西播都市計画区域、山崎都市計画区域及び西播磨高原都市計画区域内に住所を有する者並びに利害関係人に限り、代理人は認めない。）は、下記公述申出書提出期間内に、意見の要旨、その理由、住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を記載した兵庫県知事

宛ての書面を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に郵送又は持参により提出すること。

なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する場合がある。

また、同趣旨の意見が多数ある場合は、公述人を選定する場合がある。

4 素案の公述申出書提出期間

令和2年7月1日（水）から同月31日（金）まで（必着）

5 公聴会の公開

公聴会は、これを公開する。

6 公聴会に関する問い合わせ先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話（078）341-7711 内線4649・4656

別記1

「中播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「西播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「山崎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」並びに「西播磨高原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（西播磨地域都市計画区域マスタープラン）の変更素案の概要

第1 基本的事項

(1) 役割

第1 基本的事項

(1) 役割

- ・ 中長期的視点に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示すもの
- ・ 都市計画区域マスタープランに即して市町マスタープラン及び立地適正化計画を定める。

(2) 策定単位

- ・ 広域的な圏域として設定する6の地域（阪神、東播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路）を策定単位とする。

(3) 目標年次

- ・ 「21世紀兵庫長期ビジョン」の展望年次である令和22年（2040年）の都市の姿を展望しつつ、目標年次を令和7年（2025年）とする。

第2 都市計画の目標

1 都市計画の基本的な視点

(1) 本県の将来像

ア 21世紀兵庫長期ビジョン

イ 兵庫2030年の展望

ウ 兵庫県地域創生戦略

(2) まちづくり基本方針

ア 安全・安心

イ 環境との共生

ウ 魅力と活力

エ 自立と連携

2 都市計画に関する現状と課題

(1) 人口減少・超高齢社会の進行

現状	課題
・ 疎住化・人口の偏在化の進行	・ 持続可能な生活圏の確保
・ 交通弱者の増加	・ 公共交通ネットワークの維持・確保
・ 情報化社会の進展によるニーズの変化	・ 地域の魅力の向上と地域間交流の促進
・ インバウンド需要の増加	
・ 都市における空き地・空き家の増加	・ 市街地や集落の低密度化対策

(2) 防災対策の必要性の増大

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動による自然災害の増加 ・ 防災意識の高まり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災・減災への更なる対策

(3) 都市の維持管理コストの増大

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市基盤施設の一斉老朽化 ・ 施設の維持管理や更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市基盤施設の戦略的な維持管理・更新 ・ 都市基盤施設整備計画の適切な見直し

(4) 地球環境への配慮

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的なエネルギー利用等の要請 ・ 都市農地の位置付けの明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低炭素・循環型社会の構築 ・ 都市と緑・農との共生

(5) 産業構造の変化

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業構造の変化による工場の閉鎖 ・ 郊外の大規模集客施設による中心市街地衰退 ・ IC周辺等での産業用地需要の高まり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地利用転換への対応 ・ 大規模集客施設の立地誘導 ・ 産業用地開発への柔軟な対応

(6) 地域の主体性の高まり

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京圏への人口集中等による地域経済の縮小 ・ 都市機能等の更新の遅れ ・ 地方分権の進展と広域的課題への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域創生等の取組 ・ 県と市町との役割分担の明確化

3 都市づくりの基本理念

(1) 安全・安心な都市空間の創出

ア 総合的な防災・減災対策の強化

- ・ 災害時における都市の強靱化を図るため、都市の耐震化・不燃化や密集市街地の改善などの防災・減災対策を推進
- ・ 南海トラフ地震、日本海における大規模地震等による津波対策や台風等による高潮対策を強化
- ・ 近年、頻発・激甚化する豪雨による浸水被害や土砂災害に対し、総合的な治水対策や災害に強い森づくりを推進
- ・ 土砂災害特別警戒区域など想定される自然災害のリスクを踏まえて市街化を抑制

イ 全員活躍社会の推進

- ・ 誰もが安心して住まい、安全・快適に移動し、活躍できる社会の実現に向け、ユニバーサル社会づくりを推進
- ・ 女性の社会進出や共働き世帯の増加を踏まえ、子育て支援施設等の充実した環境づくりを促進

(2) 地域主導による都市づくり

ア エリアマネジメントの促進

- ・ 多様な地域課題へ対応するため、住民、事業主等の地域の担い手による魅力あるまちづくりを促進

イ 地域資源を生かした都市の活性化

- ・ 自然や風土などの地域資源を生かした魅力ある都市づくりの実現と多様な交流の拡大を促進
- ・ 都市部では、地域のにぎわいの創出や人口増加につなげるため、空き地・空き家の市場流通を促進
- ・ 地方部では、古民家や町家等の空き家を地域拠点や宿泊施設等として活用した地域間交流、二地域居住や移住を促進
- ・ 住宅地周辺のまとまりのある農地等を保全・活用
- ・ 市街化調整区域では、その性格を維持しつつ、地域の活力維持や産業の活性化に資するまちづくりを促進

ウ 民間投資の誘導

- ・ 医療・福祉施設、商業施設等が継続して運営するために必要となる一定の人口を持った地域を形

- 成
- ・ 中心市街地等では、都市計画法等の特例制度の活用や規制緩和等により大規模業務施設や都市型住宅等を誘導
 - ・ 市街地内に残る大規模工場跡地等の低未利用地は、面的整備事業により土地利用を増進
 - ・ PPP（公民連携）やPRE（公的不動産）の効率的な運営と併せた商業、医療・福祉等の都市機能を公有地へ誘導
- エ 情報ネットワーク等の活用
- ・ スマートシティの考え方等を踏まえ、情報ネットワークや革新的技術を活用した都市づくりを検討
- (3) 持続可能な都市構造の形成
- ア 地域連携型都市構造の実現
- 大都市、地方都市、中山間地域が都市の諸機能において役割分担・相互連携し、活力を持って自立
- (ア) 地域連携型都市構造の実現に向けた基本的な方針
- ① 市街地エリア
- ・ 都市機能集積地区において機能を更新・充実
 - ・ 低未利用地の活用や土地の高度利用
- ② 市街地以外のエリア
- ・ 日常生活に必要なサービス機能を確保
 - ・ 都市との交流、二地域居住や定住の促進、既存産業の事業継続支援等により地域の活力を維持
- (イ) 都市機能の役割分担と連携の方針
- ・ 機能の集積度及び圏域の広さに応じて都市機能集積地区を位置付け
 - ・ 適切な役割分担・連携により多様な機能を確保
- (ウ) 交通ネットワークの方針
- ・ 地域に応じた適切な輸送手段により地区間を連携
 - ・ 新技術による交通ネットワークについても検討
- 第3 西播磨地域の都市計画の目標等（対象区域：中播都市計画区域・西播都市計画区域・山崎都市計画区域・西播磨高原都市計画区域）
- 1 都市計画の目標
- (1) 西播磨地域の目指すべき都市構造
- ・ 地域の中心として発展してきた姫路市中心部の広域都市機能集積地区において、都市機能の更新・強化及び国際的な観光交流を促進
 - ・ 地域の持つ先端科学技術基盤の活用やものづくり企業の連携等により産業競争力を強化、IC周辺等の新たな産業団地の形成を促進
 - ・ 都市機能集積地区間の連携強化による都市機能の相互補完により地域全体での都市機能を確保
 - ・ 市街地エリアの方向性

① 姫路市中心部の高度利用等

② 都市農地の保全・活用

③ 災害リスクを勘案して市街化を抑制
- ・ 市街地以外のエリアの方向性
- ① 地域主導による集落の機能維持や地域活性化を促進
- ② 都市機能集積地区等との連携を確保
- 2 区域区分の決定の有無及び方針
- (1) 区域区分の決定の有無
- ・ 中播・西播都市計画区域は、市街地が連たんし、依然として開発圧力が存在するため、区域区分を定める
 - ・ 山崎・播磨高原都市計画区域では、急激かつ無秩序な市街化の進行は想定されないため、区域区分を定めない
- (2) 区域区分の方針
- ・ 中播都市計画区域における市街化区域は、目標年次（令和7年）における人口や産業を適切に収容し得る区域とし、現市街化調整区域内で、既に市街地を形成している区域や計画的な市街地整備が確実

に行われる区域を市街化区域に編入する

3 主要な都市計画の決定の方針

(1) 地域連携型都市構造化に関する方針

- ・ 臨海部は、姫路市を中心に都市機能集積地区間の連携を強化
- ・ 内陸部は、隣接する都市機能集積地区間で都市機能を相互補完

ア 都市機能集積地区の特性を生かした都市機能の充実

(ア) 広域都市機能集積地区…高次都市機能や産業機能の強化等

- ・ 姫路市中心部

(イ) 地域都市機能集積地区…都市機能を維持・充実及び相互補完等

- ・ 山陽電鉄飾磨駅周辺
- ・ JR野里駅周辺
- ・ JR本竜野駅～龍野インターチェンジ周辺
- ・ JR福崎駅～福崎町役場周辺
- ・ JR相生駅～相生市役所周辺
- ・ JR播州赤穂駅～赤穂城跡周辺
- ・ 宍粟市役所周辺

(ウ) 生活都市機能集積地区…日常生活に必要なサービス等を確保

イ 現在の市街地を中心とした都市機能の利用圏人口の維持

ウ 都市機能集積地区の機能連携の強化

(ア) 広域連携軸…都市機能の相互補完、観光交流を促進

- ・ 播磨臨海地域道路の整備により東西ネットワークを強化

(イ) 地域内連携軸…鉄道、国道、県道等により地区間の連携を強化

(ウ) 日常生活圏内の移動…公共交通ネットワークを維持・確保

(2) 土地利用に関する方針

ア 線引き都市計画区域の土地利用

(ア) 主要用途の整備方針

- ・ 姫路市中心部では、城郭と調和した魅力的な市街地を形成

(イ) 市街地において特に配慮すべき土地利用の方針

- ・ 姫路市中心部では、圏域全体の活性化を牽引する高次の都市機能の集積や周遊型観光の拠点整備等を推進
- ・ たつの市龍野伝統的建造物群保存地区等の歴史的景観を有する地区では、地域資源を生かした交流・還流を促進

(ウ) 市街化調整区域の土地利用の方針

- ・ IC及び幹線道路周辺における産業用地需要等については、地区計画等を用いて計画的な開発を誘導

イ 非線引き都市計画区域の土地利用

- ・ 山崎IC周辺等の土地利用コントロールを促進

(3) 都市施設に関する方針

ア 交通施設

- ・ 播磨臨海地域道路の早期事業化に向けた取組を促進
- ・ JR姫路～英賀保駅間の新駅設置によりアクセス性を向上
- ・ JR播但線・姫新線等では、駅周辺への都市機能施設の配置やモビリティマネジメントなどの取組により利用を促進
- ・ デマンド型交通などにより中山間地域の移動手段を確保
- ・ 播磨科学公園都市では、新たな技術の活用による地域交通の利便性向上のため自動運転車の導入を検討
- ・ 国際拠点港湾の姫路港では、内航フィーダー網の充実強化、海のエントランスの整備などにより機能強化

イ 公園・緑地

- ・ 中国山地、市川、播磨灘等の自然環境や水辺空間を保全
- ・ 姫路公園等では、歴史的建造物を生かした公園整備を促進
- ・ 手柄山中央公園にスポーツ・レクリエーション施設を整備

ウ 河川・下水道

- ・ 治水・利水、生態系、水文化・景観等に配慮した河川整備を推進
- ・ 引原ダムの再生事業や河川整備を推進

- ・ 千種川等において人と自然が共生する河川環境を保全・創出
 - ・ 流域下水道等の更新・整備及び適正な維持管理
 - ・ 豊かな海の実現に向けた取組を推進
- (4) 市街地整備に関する方針
- ・ 都市計画法の特例制度の活用等により民間投資を適切に誘導
 - ・ 既成市街地内における低未利用地の利活用を促進
 - ・ 姫路市中心部では、キャスティ21計画に基づく再開発により新たな文化施設や医療施設などの高次都市機能を集積
 - ・ JR姫路駅周辺等の利便性が高い市街地内で都市基盤施設が未整備の低未利用地では、面的整備事業により土地利用を増進
 - ・ 赤穂市臨海部等の密集市街地の防災対策を推進
- (5) 防災に関する方針
- ・ 西播磨広域防災拠点等を核として地域防災拠点等を連携
 - ・ 緊急輸送道路等の整備や橋梁の耐震化を推進
 - ・ 建築物の耐震化・不燃化等、宅地やライフラインの耐震化
 - ・ 津波・高潮対策の計画的な推進
 - ・ 総合治水条例に基づく総合的な治水対策
 - ・ 土砂災害特別警戒区域等の指定と必要に応じて市街化を抑制
 - ・ 砂防堰堤や治山ダム等の重点的な整備を推進
- (6) 景観形成に関する方針
- ・ 中国山地の山々からなる森林や高原、市川や揖保川、千種川等の河川、播磨灘の海岸線等の多彩な自然環境を保全
 - ・ 龍野、赤穂、山崎等の城下町、室津、坂越等の港町、斑鳩、平福、中村・栗賀町等の宿場町等の歴史的まちなみを形成・保全
 - ・ 豊かな自然と美しい星空景観を有する「佐用郡地域」では、星空景観形成地域として、美しい星空景観を保全
- (7) 地域の活性化に関する方針
- ・ 世界遺産姫路城、日本遺産として認定された「播但貫く、銀の馬車道 鉱石の道～資源大国日本の記憶をたどる73kmの轍～」を構成する文化財等を生かした広域的な観光を促進
 - ・ たつの市龍野伝統的建造物群保存地区等の歴史的景観を有する地区では、地域資源を生かした交流・環流を促進

別記2

中播都市計画区域区分の変更素案の概要

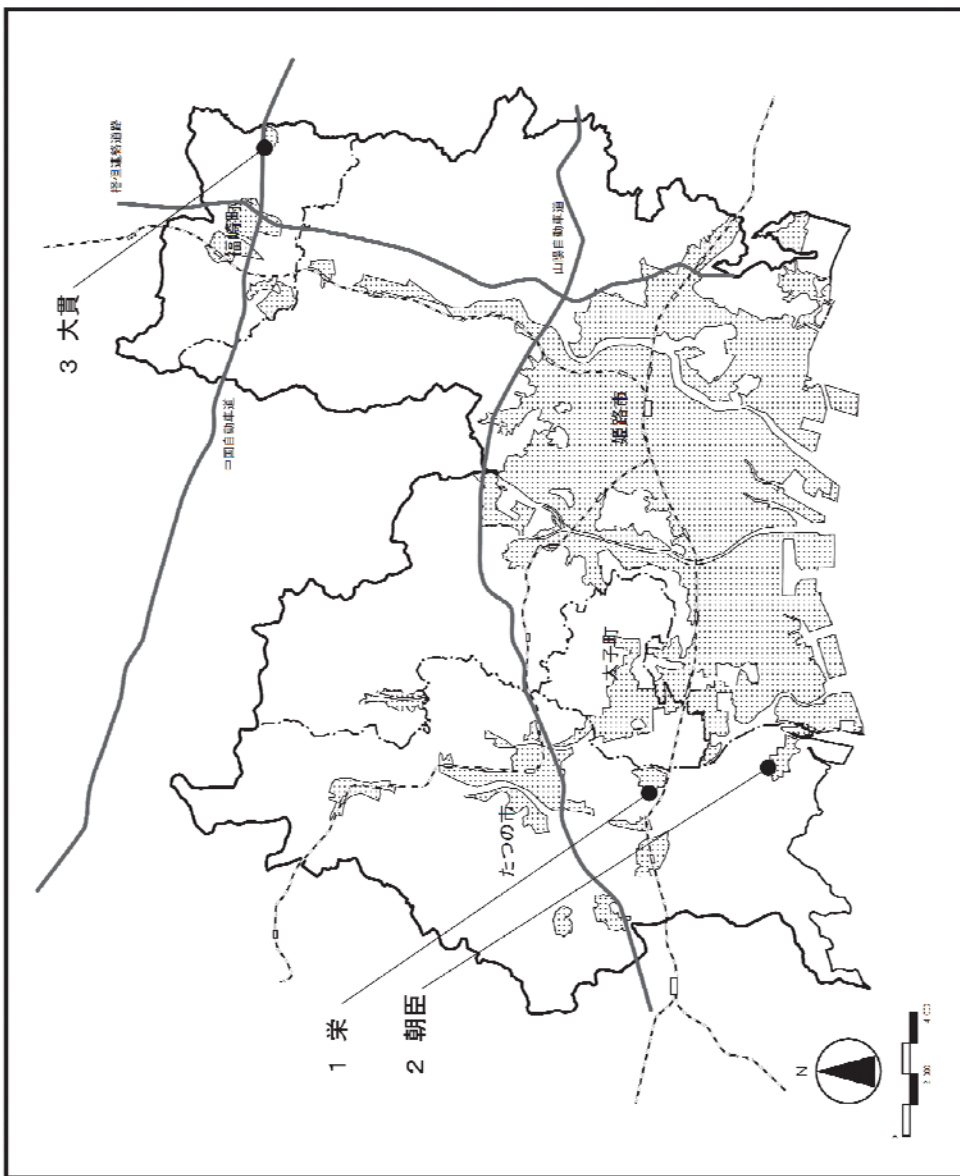
変更する地区の名称、変更概要は、別表及び別図のとおり

別表

市町名	番号	地区の名称	変更概要
たつの市	1	栄	市街化区域に編入
	2	朝臣	市街化区域に編入
福崎町	3	大貫	市街化区域に編入

中播都市計画区域
市街化区域・市街化調整区域の
変更概要図

凡	例
—	都市計画区域境界
- - -	市街界
■	現在の市街化区域
●	今回、市街化区域ご編入を予定している区域



別図

別記3

中播都市計画都市再開発の方針の変更素案の概要

1 基本的事項

本方針は、都市計画法第7条の2第1項及び都市再開発法第2条の3第2項の規定に基づき、中播都市計画区域の市街化区域内において、計画的な再開発が必要な市街地の健全な発展と秩序ある整備を図るため、以下の事項を定めるものである。

- ①計画的な再開発が必要な市街地に係る再開発の目標並びに当該市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針
- ②特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区及び当該地区の整備又は開発の計画の概要

2 都市再開発の方針

本都市計画区域は、播磨臨海工業地帯の中核を担っており、姫路市やたつの市の城下町を中心に市街地が連たんしている。

今後、人口減少・超高齢社会が進行し、持続可能な生活圏の確保が求められる中、防災対策の必要性の増大、都市の維持管理コストの増大、地球環境への配慮、産業構造の変化、地域の主体性の高まり等を踏まえ、安全で安心な魅力ある地域連携型都市構造の形成を目指し、既存ストックの有効活用や民間投資の適切な誘導等により、地域の課題に応じた市街地の整備・改善を推進する。

J R・山陽電鉄姫路駅周辺の姫路市中心部においては、再開発を促進し、播磨地域の中核都市として、高次都市機能の集積を図る。

その他の臨海部の主要な鉄道駅周辺においては、低未利用地等を活用し、土地の高度利用や都市機能の集積を促進するとともに、都市基盤施設が未整備の地区では、面的整備事業による整備を推進する。

住宅と工場が混在する地域においては、工場の操業環境の保全と良好な居住環境との調和を図る。

防災上課題のある地区については、安全で安心なまちづくりを進めるため、都市基盤の整備、建物の防火・不燃化、老朽住宅の建替え等に取り組み、都市の防災性を強化し、居住環境の向上を図る。

さらに、老朽化が進む共同住宅地等においては、建替えによる居住環境の改善に向けた取組を促進する。

以上のことに加え、誰もが暮らしやすいようにユニバーサルデザインに配慮した都市施設の整備を図るとともに、世界遺産姫路城や旧城下町の町並みなどの歴史・文化を生かした魅力的な都市景観の形成を図る。

また、阪神・淡路大震災の教訓を生かし、既成市街地の再生や整備に当っては、住民のまちづくりに関する意識の向上を図るとともに、住民、NPO等の自発的かつ自律的なまちづくりを支援するなど、広く住民の参画と協働の下に推進する。

3 計画的な再開発が必要な市街地の整備

土地利用の転換、都市機能の強化、都市景観の向上、居住環境や防災機能の改善等について整備課題を抱えている既成市街地等を、都市再開発法第2条の3第1項第1号に規定する「計画的な再開発が必要な市街地」として位置付ける。あわせて、同市街地のうち土地利用の状況等から判断して整備が急がれる地域を、「特に整備課題の集中が見られる地域」として位置付けるとともに、重点的に市街地の整備を推進すべき地区を、都市再開発法第2条の3第2項に規定する「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」として位置付ける。

4 地区等一覧

市町名	計画的な再開発が必要な市街地	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区
姫路市	姫路駅北(約309ha)	姫路駅周辺地区(約69.0ha)
		大手前通り・国道2号地区(約14.9ha)
		姫路城南地区(約5.6ha)
	駅北・西側(約212ha)	
	駅北・東側(約161ha)	京口団地地区(約3.1ha)

姫路駅南(約193ha)	姫路駅南地区 (約7.1ha)
	駅南大路地区 (約19.0ha)
	姫路駅南西地区 (約7.4ha)
駅南・西側(約132ha)	手柄山周辺地区 (約54.1ha)
駅南・東側(約168ha)	阿保地区 (約90.6ha)
野里(約361ha)	野里街道地区 (約15.9ha)
広畑臨海部(約646ha)	
山電網干周辺(約535ha)	山電網干駅前地区 (約3.0ha)
広畑周辺(約418ha)	夢前川駅周辺地区 (約7.9ha)
飾磨周辺(約572ha)	飾磨駅周辺地区 (約41.0ha)
飾磨臨海部(約480ha)	
妻鹿・白浜周辺(約386ha)	
大塩周辺(約81ha)	
J R 網干周辺(約62ha)	J R 網干駅前地区 (約5.0ha)
御着周辺(約162ha)	
大津・勝原周辺(約427ha)	
計	約5,305ha
	14地区 約343.6ha

別記4

中播都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更素案の概要

1 基本的事項

本方針は、都市計画法第7条の2第1項及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、中播都市計画区域において住宅及び住宅地の供給を促進するため、良好な住宅市街地の開発整備に係る以下の事項を定めるものである。

- ①住宅市街地の開発整備の目標及び良好な住宅市街地の整備又は開発の方針
- ②一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、又は開発すべき市街化区域における相当規模の地区（以下「重点地区」という。）及び当該地区の整備又は開発の計画の概要

2 住宅市街地の開発整備の目標（法第4条第1項第1号）

本都市計画区域の臨海部は、姫路市中心部を中心としてゆとりのある密度の市街地が連たんしている。人口はすでに減少に転じており、空き家や空き地の増加が予想されることから、郊外部での新たな住宅市街地の開発は行わず、既存ストックの質の向上により既成市街地の更新を図り、良好な居住環境を形成する。

3 良好な住宅市街地の整備又は開発の方針（法第4条第1項第1号）

主要な鉄道駅周辺などで都市基盤が未整備な地区において、引き続き面的整備事業の円滑な推進に努め、良質な住宅市街地の形成を図る。

また、生活支援機能の確保や公共交通機能との連携に配慮した持続可能な住宅市街地の形成を図る。

なお、住宅市街地の整備・開発に当たっては、周辺に配慮した良好な居住環境の確保及び都市景観の保全等の観点から、必要に応じて、地区計画等を活用する。

4 重点地区（法第4条第1項第2号）

「兵庫県住生活基本計画」（平成29年3月改定）に定める重点供給地域のうち、市街地開発事業等の面的整備事業の実施等により、良好な住宅市街地として計画的に開発整備すべき地区を法第4条第1項第2号イに規定する重点地区に位置付ける。

5 重点地区一覧

市町名	重点地区
姫路市	阿保地区(約90.6ha)
	英賀保駅周辺地区(約69.5ha)
計	2地区 約160.1ha

別記5-1

中播都市計画防災街区整備方針の変更素案の概要

1 基本的事項

本方針は、都市計画法第7条の2第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項の規定に基づき、中播都市計画区域の市街化区域内において、密集市街地（老朽化した木造の建築物が密集しており、十分な公共施設が整備されていない地域や、火事や地震が発生した場合に延焼防止上及び避難上の機能が確保されていない地域をいう。）内の各街区について、防災街区としての整備を図るため、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区（以下「防災再開発促進地区」という。）及び当該地区の整備又は開発の計画の概要を定めるものである。

2 防災街区整備の方針

本都市計画区域は、昭和初期までに形成された旧市街地において都市施設が未整備なまま建築物の老朽化が進んでいるなど、防災上の課題を持つ密集市街地が存在している。

このため、これらの地域については、防火地域又は準防火地域、地区計画等の規制誘導手法や、市街地開発事業、耐震改修事業等の各種事業を活用しつつ、建築物の建替え等による耐震化・不燃化の促進、避難、延焼防止及び消火救出活動に有効な道路、公園等の防災施設の整備等に取り組むことで、安全で安心な市街地の形成を図る。また「兵庫県密集市街地整備マニュアル（平成28年3月）」を踏まえ、これらの手法に加え、建築基準法の特例措置等を活用し、住民の自主的な建替え等により密集市街地の解消を目指す。

密集した町家等の歴史的なまちなみが地域の魅力の一つとなっている地区については、避難路や防災広場の優先的な確保を図りつつ、可能な限り歴史的景観の保全等を図る。

また、密集市街地の改善に当たっては、県、市町、住民、事業者等多様な主体が相互に連携しながら、協働して防災の取組を推進することとし、コミュニティを中心とする自主防災意識の向上を図るほか、住民、NPO等の自発的かつ自律的なまちづくりを支援するなど、広く参画と協働のまちづくりを推進する。

3 防災再開発促進地区等の整備

密集市街地のうち、住民のまちづくり意識の高まりや合意形成の状況等を勘案して、市町における整備の優先度が高い地区を法第3条第1項第1号に規定する防災再開発促進地区に位置付ける。

また、防災再開発促進地区に次いで、優先的に住民に対して防災・減災に対する知識の普及や意識の高揚を図り、協働で防災性の向上に努める必要がある地域を課題地域とする。

4 防災再開発促進地区一覧

市町名	防災再開発促進地区
姫路市	姫路城南地区(約3.0ha)
福崎町	福崎駅前地区(約1.1ha)
計	2地区 約4.1ha

別記5-2

西播都市計画防災街区整備方針の変更素案の概要

1 基本的事項

本方針は、都市計画法第7条の2第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項の規定に基づき、西播都市計画区域の市街化区域内において、密集市街地（老朽化した木造の建築物が密集しており、十分な公共施設が整備されていない地域や、火事や地震が発生した場合に延焼防止上及び避難上の機能が確保されていない地域をいう。）内の各街区について、防災街区としての整備を図るため、以下の事項を定めるものである。

- ①特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区（以下「防災再開発促進地区」という。）及び当該地区の整備又は開発の計画の概要
 - ②防災公共施設の整備及びこれと一体となって特定防災機能（火事又は地震が発生した場合において延焼防止上及び避難上確保されるべき機能をいう。）を確保するための建築物等の整備に関する計画の概要
- 2 防災街区整備の方針
- 本都市計画区域は、都市施設が未整備な旧市街地における建築物の老朽化や、旧社宅の長屋建建築物の老朽化など、防災上の課題を持つ密集市街地が存在している。
- このため、これらの地域については、防火地域又は準防火地域、地区計画等の規制誘導手法や、市街地開発事業、耐震改修事業等の各種事業を活用しつつ、建築物の建替え等による耐震化・不燃化の促進、避難、延焼防止及び消火救出活動に有効な道路、公園等の防災施設の整備等に取り組むことで、安全で安心な市街地の形成を図る。また「兵庫県密集市街地整備マニュアル（平成28年3月）」を踏まえ、これらの手法に加え、建築基準法の特例措置等を活用し、住民の自主的な建替え等により密集市街地の解消を目指す。
- また、密集市街地の改善に当っては、県、市町、住民、事業者等多様な主体が相互に連携しながら、協働して防災の取組を推進することとし、コミュニティを中心とする自主防災意識の向上を図るほか、住民、NPO等の自発的かつ自律的なまちづくりを支援するなど、広く参画と協働のまちづくりを推進する。
- 3 防災再開発促進地区等の整備
- 密集市街地のうち、住民のまちづくり意識の高まりや合意形成の状況等を勘案して、市町における整備の優先度が高い地区を法第3条第1項第1号に規定する防災再開発促進地区に位置付ける。
- また、防災再開発促進地区に次いで、優先的に住民に対して防災・減災に対する知識の普及や意識の高揚を図り、協働で防災性の向上に努める必要がある地域を課題地域とする。
- 4 防災公共施設の整備
- 特定防災機能を確保するために整備されるべき主要な道路、公園等の公共施設を法第3条第1項第2号に規定する防災公共施設として位置付ける。
- 5 防災再開発促進地区一覧

市町名	防災再開発促進地区
赤穂市	尾崎地区（約26.2ha）
	塩屋地区（約15.2ha）
計	2地区 約41.4ha



兵庫県告示第746号の6

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び都市計画に関する公聴会開催規則（昭和44年兵庫県規則第76号）第2条の規定により、次のとおり都市計画の変更に係る素案の公聴会を開催する。

このことについては、同規則第4条第2項の規定により、兵庫県のホームページにも掲載する。

令和2年7月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 素案を作成した都市計画

(1) 種類及び名称

「豊岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「浜坂都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「香住都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「八鹿都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」並びに「和田山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（但馬地域都市計画区域マスタープラン）

(2) 素案の概要

「豊岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「浜坂都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「香住都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「八鹿都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」並びに「和田山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（但馬地域都市計画区域マスタープラン）

別記のとおり

(3) 素案の閲覧期間

令和2年7月1日（水）から同年8月3日（月）まで

(4) 素案の閲覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、豊岡市都市整備部都市整備課、新温泉町建設課、香美町建設課、養父市まち整備部土地利用未来課及び朝来市都市整備部都市開発課

なお、素案は、兵庫県のホームページ

(https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/r2-toshimas_setsumeikai.html) においても掲示する。

2 公聴会の日時及び場所

(1) 日時

令和2年8月3日（月） 午後7時から

(2) 場所

豊岡市役所 2階 大会議室 豊岡市中央町2-4 電話 (0796) 23-1111

(定員人員 (40人) を超えた場合は、入場制限を行う場合がある。)

3 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者（豊岡都市計画区域、浜坂都市計画区域、香住都市計画区域、八鹿都市計画区域及び和田山都市計画区域内に住所を有する者並びに利害関係人に限り、代理人は認めない。）は、下記公述申出書提出期間内に、意見の要旨、その理由、住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を記載した兵庫県知事宛ての書面を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に郵送又は持参により提出すること。

なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する場合がある。

また、同趣旨の意見が多数ある場合は、公述人を選定する場合がある。

4 素案の公述申出書提出期間

令和2年7月1日（水）から同月22日（水）まで（必着）

5 公聴会の公開

公聴会は、これを公開する。

6 公聴会に関する問い合わせ先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 (078) 341-7711 内線4649・4656

別記

「豊岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「浜坂都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「香住都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「八鹿都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」並びに「和田山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（但馬地域都市計画区域マスタープラン）の変更素案の概要

第1 基本的事項

(1) 役割

- ・ 中長期的視点に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示すもの
- ・ 都市計画区域マスタープランに即して市町マスタープラン及び立地適正化計画を定める

(2) 策定単位

- ・ 広域的な圏域として設定する6の地域（阪神、東播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路）を策定単位とする

(3) 目標年次

- ・ 「21世紀兵庫長期ビジョン」の展望年次である令和22年（2040年）の都市の姿を展望しつつ、目標年次を令和7年（2025年）とする

第2 都市計画の目標

1 都市計画の基本的な視点

(1) 本県の将来像

ア 21世紀兵庫長期ビジョン

イ 兵庫2030年の展望

ウ 兵庫県地域創生戦略

(2) まちづくり基本方針

- ア 安全・安心
- イ 環境との共生
- ウ 魅力と活力
- エ 自立と連携

2 都市計画に関する現状と課題

(1) 人口減少・超高齢社会の進行

現状	課題
・ 疎住化・人口の偏在化の進行	・ 持続可能な生活圏の確保
・ 交通弱者の増加	・ 公共交通ネットワークの維持・確保
・ 情報化社会の進展によるニーズの変化	・ 地域の魅力の向上と地域間交流の促進
・ インバウンド需要の増加	
・ 都市における空き地・空き家の増加	・ 市街地や集落の低密度化対策

(2) 防災対策の必要性の増大

現状	課題
・ 気候変動による自然災害の増加	・ 防災・減災への更なる対策
・ 防災意識の高まり	

(3) 都市の維持管理コストの増大

現状	課題
・ 都市基盤施設の一斉老朽化	・ 都市基盤施設の戦略的な維持管理・更新
・ 施設の維持管理や更新	・ 都市基盤施設整備計画の適切な見直し

(4) 地球環境への配慮

現状	課題
・ 効率的なエネルギー利用等の要請	・ 低炭素・循環型社会の構築
・ 都市農地の位置付けの明確化	・ 都市と緑・農との共生

(5) 産業構造の変化

現状	課題
・ 産業構造の変化による工場の閉鎖	・ 土地利用転換への対応
・ 郊外の大規模集客施設による中心市街地衰退	・ 大規模集客施設の立地誘導
・ IC周辺等での産業用地需要の高まり	・ 産業用地開発への柔軟な対応

(6) 地域の主体性の高まり

現状	課題
・ 東京圏への人口集中等による地域経済の縮小	・ 地域創生等の取組
・ 都市機能等の更新の遅れ	
・ 地方分権の進展と広域的課題への対応	・ 県と市町との役割分担の明確化

3 都市づくりの基本理念

(1) 安全・安心な都市空間の創出

ア 総合的な防災・減災対策の強化

- ・ 災害時における都市の強靱化を図るため、都市の耐震化・不燃化や密集市街地の改善などの防災・減災対策を推進
- ・ 南海トラフ地震、日本海における大規模地震等による津波対策や台風等による高潮対策を強化
- ・ 近年、頻発・激甚化する豪雨による浸水被害や土砂災害に対し、総合的な治水対策や災害に強い森づくりを推進
- ・ 土砂災害特別警戒区域など想定される自然災害のリスクを踏まえて市街化を抑制

イ 全員活躍社会の推進

- ・ 誰もが安心して住まい、安全・快適に移動し、活躍できる社会の実現に向け、ユニバーサル社会づくりを推進
- ・ 女性の社会進出や共働き世帯の増加を踏まえ、子育て支援施設等の充実した環境づくりを促進

(2) 地域主導による都市づくり

ア エリアマネジメントの促進

- ・ 多様な地域課題へ対応するため、住民、事業主等の地域の担い手による魅力あるまちづくりを促進
- イ 地域資源を生かした都市の活性化
 - ・ 自然や風土などの地域資源を生かした魅力ある都市づくりの実現と多様な交流の拡大を促進
 - ・ 都市部では、地域のにぎわいの創出や人口増加につなげるため、空き地・空き家の市場流通を促進
 - ・ 地方部では、古民家や町家等の空き家を地域拠点や宿泊施設等として活用した地域間交流、二地域居住や移住を促進
 - ・ 住宅地周辺のまとまりのある農地等を保全・活用
 - ・ 市街化調整区域では、その性格を維持しつつ、地域の活力維持や産業の活性化に資するまちづくりを促進
- ウ 民間投資の誘導
 - ・ 医療・福祉施設、商業施設等が継続して運営するために必要となる一定の人口を持った地域を形成
 - ・ 中心市街地等では、都市計画法等の特例制度の活用や規制緩和等により大規模業務施設や都市型住宅等を誘導
 - ・ 市街地内に残る大規模工場跡地等の低未利用地は、面的整備事業により土地利用を増進
 - ・ PPP（公民連携）やPRE（公的不動産）の効率的な運営と併せた商業、医療・福祉等の都市機能を公有地へ誘導
- エ 情報ネットワーク等の活用
 - ・ スマートシティの考え方等を踏まえ、情報ネットワークや革新的技術を活用した都市づくりを検討

(3) 持続可能な都市構造の形成

ア 地域連携型都市構造の実現

大都市、地方都市、中山間地域が都市の諸機能において役割分担・相互連携し、活力を持って自立

(ア) 地域連携型都市構造の実現に向けた基本的な方針

① 市街地エリア

- ・ 都市機能集積地区において機能を更新・充実
- ・ 低未利用地の活用や土地の高度利用

② 市街地以外のエリア

- ・ 日常生活に必要なサービス機能を確保
- ・ 都市との交流、二地域居住や定住の促進、既存産業の事業継続支援等により地域の活力を維持

(イ) 都市機能の役割分担と連携の方針

- ・ 機能の集積度及び圏域の広さに応じて都市機能集積地区を位置付け
- ・ 適切な役割分担・連携により多様な機能を確保

(ウ) 交通ネットワークの方針

- ・ 地域に応じた適切な輸送手段により地区間を連携
- ・ 新技術による交通ネットワークについても検討

第3 但馬地域の都市計画の目標等（対象区域：豊岡都市計画区域・浜坂都市計画区域・香住都市計画区域・八鹿都市計画区域・和田山都市計画区域）

1 都市計画の目標

(1) 但馬地域の目指すべき都市構造

- ・ 市町ごとに設定した都市機能集積地区における日常生活に必要な都市機能を維持・充実
- ・ 交通ネットワークによる地域間の連携強化により、都市機能の相互補完を行い、地域全体で都市機能を確保
- ・ 遠隔医療・教育や個人向け商品販売・配送システム等の活用により日常生活の持続性を確保
- ・ 交流人口の増加による地域の活性化に向け、広域交通ネットワークの強化により滞在型観光等の広域的な交流を促進
- ・ 市街地エリアの方針
 - ① 豊かな自然や歴史・文化等を生かした市街地を形成

- ② インバウンドの誘致を含む多様な交流・環流を拡大
 - ③ 自然災害の発生のおそれのある区域を立地適正化計画における居住誘導区域外とし、市街化を抑制
- ・ 市街地以外のエリアの方針
- ① 地域主導による集落の機能維持や地域活性化を促進
 - ② 都市機能集積地区との連携を維持・確保
- 2 区域区分の決定の有無及び方針
- ・ 豊岡・浜坂・香住・八鹿・和田山都市計画区域では、急激かつ無秩序な市街化の進行は想定されないため、区域区分を定めない
- 3 主要な都市計画の決定の方針
- (1) 地域連携型都市構造化に関する方針
- ・ 都市機能集積地区間で都市機能を相互補完
 - ・ 因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏ビジョンに基づき、地域外との広域的な連携を推進
 - ・ 地域公共交通網形成計画等に基づく持続可能な公共交通網を形成
- ア 都市機能集積地区の特性を生かした都市機能の充実
- (ア) 地域都市機能集積地区・地域全体で都市機能の代替・相互補完
- ・ JR豊岡駅周辺
 - ・ JR八鹿駅～養父市役所周辺
 - ・ JR和田山駅～和田山インターチェンジ周辺
 - ・ JR香住駅周辺
 - ・ JR浜坂駅周辺
- (イ) 生活都市機能集積地区・日常生活に必要なサービス等を確保
- イ 現在の市街地を中心とした都市機能の利用圏人口の維持
- ・ 現在の集落に安心して住み続けられる環境を整備
- ウ 都市機能集積地区の機能連携の強化
- (ア) 広域連携軸・鳥取県、京都府等と都市機能を相互補完
- ・ 豊かな自然環境や歴史的資源を生かした滞在型観光等の広域的な交流を促進
- (イ) 地域内連携軸・国道、県道等により地区間の連携を強化
- (ウ) 日常生活圏内の移動・公共交通ネットワークを維持・確保
- (2) 土地利用に関する方針
- ア 地域の特性に応じた土地利用コントロール
- ・ 北近畿自動車道のIC周辺等では、用途地域や特定用途制限地域の活用等により土地利用コントロールを促進
- イ 計画的な整備・改善による市街地の質の向上
- ・ 豊岡や和田山等の緑豊かな地域環境の形成に関する条例に基づく「まちの区域」では、用途地域や地区計画等の活用により良好な市街地環境を形成
- (3) 都市施設に関する方針
- ア 交通施設
- ・ 北近畿豊岡自動車道や山陰近畿自動車道の事業中区間の整備や未事業化区間の早期事業化を促進・推進
 - ・ 鉄道と路線バス等の接続改善により公共交通の利便性を向上
 - ・ 地域が主体となった公共交通再編の取組やデマンド型交通への支援等により地域の状況に応じた移動手段を確保
 - ・ コウノトリ但馬空港の羽田直行便就航に向けた取組を強化
- イ 公園・緑地
- ・ 氷ノ山、鉢伏高原、円山川等の自然環境や水辺空間を保全
 - ・ 県立コウノトリの郷公園等の適正な維持管理・利用を促進
 - ・ 既存の公園・緑地を生かしつつ、河川や史跡と一体となった身近な緑を保全するなど、公園・緑地を適正に配置
- ウ 河川・下水道
- ・ 治水・利水、生態系、水文化・景観等に配慮した河川整備を推進
 - ・ 円山川や出石川等については、生物の多様性を確保する河川環境の再生に向けた整備を推進
 - ・ 下水道等の更新・整備及び適正な維持管理
- (4) 市街地整備に関する方針

- ・ 既成市街地における都市機能を充実
 - ・ 古民家や町家等の空き家を活用した観光交流等を促進
 - ・ 北近畿自動車道や山陰近畿自動車道のIC周辺の地域等は、観光交流拠点・地域振興拠点として活用
 - ・ 歴史的なまちなみが残る出石や城崎等では、歴史的資産としての価値に配慮し、地区の特性に応じた防災対策を推進
 - ・ 豊岡市役所周辺地域等のユニバーサル社会づくり推進地区においては、高齢者や女性、障害のある人等の社会活動への参画等を支援するため、道路や施設等の重点的な整備を促進
- (5) 防災に関する方針
- ・ 但馬広域防災拠点を核として地域防災拠点等を連携
 - ・ 緊急輸送道路等の整備や橋梁の耐震化を推進
 - ・ 凍雪害対策により冬期の交通ネットワークを確保
 - ・ 建築物の耐震化・不燃化等、宅地やライフラインの耐震化
 - ・ 日本海の大規模地震等による津波や台風による高潮対策
 - ・ 総合治水条例に基づく総合的な治水対策
 - ・ 土砂災害特別警戒区域等の指定と必要に応じて市街化を抑制
 - ・ 砂防堰堤や治山ダム等の重点的な整備を推進
- (6) 景観形成に関する方針
- ・ 氷ノ山や鉢伏高原等の山々や高原、リアス式の山陰海岸、コウノトリが生息する円山川流域等の雄大な自然環境を保全
 - ・ 出石等の城下町、大屋町大杉の養蚕集落、城崎等の温泉街、生野の鉱山町等の歴史的まちなみを形成・保全
- (7) 地域の活性化に関する方針
- ・ 日本遺産として認定された「播但貫く、銀の馬車道 鉱石の道」を構成する文化財等を生かしたまちづくりを促進
 - ・ 都市住民がゆとりとやすらぎを感じつつ「農」を体験できるグリーン・ツーリズム、環境学習等のエコツーリズムを促進
 - ・ 国際観光芸術専門職大学等と連携した但馬まるごと芸術の郷プロジェクトの取組等により国際的な観光交流を促進



兵庫県告示第746号の7

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び都市計画に関する公聴会開催規則（昭和44年兵庫県規則第76号）第2条の規定により、次のとおり都市計画の変更に係る素案の公聴会を開催する。

このことについては、同規則第4条第2項の規定により、兵庫県のホームページにも掲載する。

令和2年7月1日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 素案を作成した都市計画

(1) 種類及び名称

「篠山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」並びに「丹波都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（丹波地域都市計画区域マスタープラン）

(2) 素案の概要

「篠山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」並びに「丹波都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（丹波地域都市計画区域マスタープラン）

別記のとおり

(3) 素案の閲覧期間

令和2年7月1日（水）から同年8月1日（土）まで

(4) 素案の閲覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、丹波篠山市まちづくり部地域計画課及び丹波市建設部都市住宅課

なお、素案は、兵庫県のホームページ

(https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/r2-toshimas_setsumeikai.html) においても掲示する。

2 公聴会の日時及び場所

(1) 日時

令和2年8月1日（土） 午後7時から

(2) 場所

篠山市立四季の森生涯学習センター 東館大会議室 篠山市網掛429 電話 (079) 594-1180

(定員人員(40人)を超えた場合は、入場制限を行う場合がある。)

3 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者(篠山都市計画区域及び丹波都市計画区域内に住所を有する者並びに利害関係人に限り、代理人は認めない。)は、下記公述申出書提出期間内に、意見の要旨、その理由、住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を記載した兵庫県知事宛ての書面を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に郵送又は持参により提出すること。

なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する場合がある。

また、同趣旨の意見が多数ある場合は、公述人を選定する場合がある。

4 素案の公述申出書提出期間

令和2年7月1日(水)から同月22日(水)まで(必着)

5 公聴会の公開

公聴会は、これを公開する。

6 公聴会に関する問い合わせ先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話(078)341-7711 内線4649・4656

別記

「篠山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」並びに「丹波都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(丹波地域都市計画区域マスタープラン)の変更素案の概要

第1 基本的事項

(1) 役割

- ・ 中長期的視点に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示すもの
- ・ 都市計画区域マスタープランに即して市町マスタープラン及び立地適正化計画を定める。

(2) 策定単位

- ・ 広域的な圏域として設定する6の地域(阪神、東播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路)を策定単位とする。

(3) 目標年次

- ・ 「21世紀兵庫長期ビジョン」の展望年次である令和22年(2040年)の都市の姿を展望しつつ、目標年次を令和7年(2025年)とする。

第2 都市計画の目標

1 都市計画の基本的な視点

(1) 本県の将来像

- ア 21世紀兵庫長期ビジョン
- イ 兵庫2030年の展望
- ウ 兵庫県地域創生戦略

(2) まちづくり基本方針

- ア 安全・安心
- イ 環境との共生
- ウ 魅力と活力
- エ 自立と連携

2 都市計画に関する現状と課題

(1) 人口減少・超高齢社会の進行

現状	課題
・ 疎住化・人口の偏在化の進行	・ 持続可能な生活圏の確保
・ 交通弱者の増加	・ 公共交通ネットワークの維持・確保
・ 情報化社会の進展によるニーズの変化	・ 地域の魅力の向上と地域間交流の促進
・ インバウンド需要の増加	
・ 都市における空き地・空き家の増加	・ 市街地や集落の低密度化対策

(2) 防災対策の必要性の増大

現状	課題
・ 気候変動による自然災害の増加	・ 防災・減災への更なる対策
・ 防災意識の高まり	

(3) 都市の維持管理コストの増大

現状	課題
・ 都市基盤施設の一斉老朽化	・ 都市基盤施設の戦略的な維持管理・更新
・ 施設の維持管理や更新	・ 都市基盤施設整備計画の適切な見直し

(4) 地球環境への配慮

現状	課題
・ 効率的なエネルギー利用等の要請	・ 低炭素・循環型社会の構築
・ 都市農地の位置付けの明確化	・ 都市と緑・農との共生

(5) 産業構造の変化

現状	課題
・ 産業構造の変化による工場の閉鎖	・ 土地利用転換への対応
・ 郊外の大規模集客施設による中心市街地衰退	・ 大規模集客施設の立地誘導
・ IC周辺等での産業用地需要の高まり	・ 産業用地開発への柔軟な対応

(6) 地域の主体性の高まり

現状	課題
・ 東京圏への人口集中等による地域経済の縮小	・ 地域創生等の取組
・ 都市機能等の更新の遅れ	
・ 地方分権の進展と広域的課題への対応	・ 県と市町との役割分担の明確化

3 都市づくりの基本理念

(1) 安全・安心な都市空間の創出

ア 総合的な防災・減災対策の強化

- ・ 災害時における都市の強靱化を図るため、都市の耐震化・不燃化や密集市街地の改善などの防災・減災対策を推進
- ・ 南海トラフ地震、日本海における大規模地震等による津波対策や台風等による高潮対策を強化
- ・ 近年、頻発・激甚化する豪雨による浸水被害や土砂災害に対し、総合的な治水対策や災害に強い森づくりを推進
- ・ 土砂災害特別警戒区域など想定される自然災害のリスクを踏まえて市街化を抑制

イ 全員活躍社会の推進

- ・ 誰もが安心して住まい、安全・快適に移動し、活躍できる社会の実現に向け、ユニバーサル社会づくりを推進
- ・ 女性の社会進出や共働き世帯の増加を踏まえ、子育て支援施設等の充実した環境づくりを促進

(2) 地域主導による都市づくり

ア エリアマネジメントの促進

- ・ 多様な地域課題へ対応するため、住民、事業主等の地域の担い手による魅力あるまちづくりを促進

イ 地域資源を生かした都市の活性化

- ・ 自然や風土などの地域資源を生かした魅力ある都市づくりの実現と多様な交流の拡大を促進
- ・ 都市部では、地域のにぎわいの創出や人口増加につなげるため、空き地・空き家の市場流通を促

進

- ・ 地方部では、古民家や町家等の空き家を地域拠点や宿泊施設等として活用した地域間交流、二地域居住や移住を促進
- ・ 住宅地周辺のまとまりのある農地等を保全・活用
- ・ 市街化調整区域では、その性格を維持しつつ、地域の活力維持や産業の活性化に資するまちづくりを促進

ウ 民間投資の誘導

- ・ 医療・福祉施設、商業施設等が継続して運営するために必要となる一定の人口を持った地域を形成
- ・ 中心市街地等では、都市計画法等の特例制度の活用や規制緩和等により大規模業務施設や都市型住宅等を誘導
- ・ 市街地内に残る大規模工場跡地等の低未利用地は、面的整備事業により土地利用を増進
- ・ PPP（公民連携）やPRE（公的不動産）の効率的な運営と併せた商業、医療・福祉等の都市機能を公有地へ誘導

エ 情報ネットワーク等の活用

- ・ スマートシティの考え方等を踏まえ、情報ネットワークや革新的技術を活用した都市づくりを検討

(3) 持続可能な都市構造の形成

ア 地域連携型都市構造の実現

大都市、地方都市、中山間地域が都市の諸機能において役割分担・相互連携し、活力を持って自立

(ア) 地域連携型都市構造の実現に向けた基本的な方針

① 市街地エリア

- ・ 都市機能集積地区において機能を更新・充実
- ・ 低未利用地の活用や土地の高度利用

② 市街地以外のエリア

- ・ 日常生活に必要なサービス機能を確保
- ・ 都市との交流、二地域居住や定住の促進、既存産業の事業継続支援等により地域の活力を維持

(イ) 都市機能の役割分担と連携の方針

- ・ 機能の集積度及び圏域の広さに応じて都市機能集積地区を位置付け
- ・ 適切な役割分担・連携により多様な機能を確保

(ウ) 交通ネットワークの方針

- ・ 地域に応じた適切な輸送手段により地区間を連携
- ・ 新技術による交通ネットワークについても検討

第3 丹波地域の都市計画の目標等（対象区域：篠山都市計画区域・丹波都市計画区域）

1 都市計画の目標

(1) 丹波地域の目指すべき都市構造

- ・ 京都府や阪神地域などの地域外や両市の連携強化により都市機能の相互補完を行い、地域全体で都市機能を確保
- ・ 交通の利便性の向上と利用者の確保に配慮しつつ、交通結節点である地域都市機能集積地区の都市機能を維持・充実
- ・ 遠隔医療・教育や個人向け商品販売・配送システム等の活用により日常生活の持続性を確保
- ・ 交流人口の増加による地域の活性化に向け、広域交通ネットワークの強化により滞在型観光等の広域的な交流を促進
- ・ 市街地エリアの方針
 - ① 歴史的まちなみや田園を生かした魅力ある市街地を形成、
 - ② インバウンドの誘致を含む多様な交流・環流を拡大、
 - ③ 自然災害の発生のおそれのある区域を立地適正化計画における居住誘導区域外とし、市街化を抑制
- ・ 市街地以外のエリアの方針
 - ① 地域主導による集落の機能維持や地域活性化を促進

- ② 都市機能集積地区との連携を維持・確保
- 2 区域区分の決定の有無
- ・ 篠山・丹波都市計画区域では、急激かつ無秩序な市街化の進行は想定されないため、区域区分を定め
 - ない。
- 3 主要な都市計画の決定の方針
- (1) 地域連携型都市構造化に関する方針
- ・ 両市の都市機能集積地区間における適正な都市機能の相互補完により地域全体の都市機能を確保
 - ・ 大丹波連携の取組により観光面で連携している京都府丹波地域と、都市機能の相互補完等の連携を検討
- ア 都市機能集積地区の特性を生かした都市機能の充実
- (ア) 地域都市機能集積地区・地域全体で都市機能の代替・相互補完
- ・ 丹波篠山市役所周辺
 - ・ JR篠山口駅周辺
 - ・ 国道175号稲継交差点付近を中心とする沿道市街地及び氷上町成松周辺
 - ・ 柏原町柏原周辺の既成市街地
 - ・ 春日IC周辺から春日町黒井周辺の既成市街地を結ぶ範囲
- (イ) 生活都市機能集積地区・日常生活に必要なサービス等を確保
- イ 現在の市街地を中心とした都市機能の利用圏人口の維持
- ウ 都市機能集積地区の機能連携の強化
- (ア) 広域連携軸・「都会に近い田舎」を生かした交流を促進
- (イ) 地域内連携軸・国道、県道等により地区間の連携を強化
- (ウ) 日常生活圏内の移動・公共交通ネットワークを維持・確保
- (2) 土地利用に関する方針
- ア 地域の特性に応じた土地利用コントロール
- ・ 丹南篠山口、氷上等のIC周辺等では、用途地域や特定用途制限地域の活用等により土地利用コントロールを促進
- イ 計画的な整備・改善による市街地の質の向上
- ・ 緑豊かな地域環境の形成に関する条例の「まちの区域」においては、用途地域や地区計画等の活用により良好な市街地環境を形成
 - ・ 篠山城跡周辺や柏原町柏原周辺等の「歴史的な町の区域」では、歴史的景観を保全しつつ防災性を向上
- (3) 都市施設に関する方針
- ア 交通施設
- ・ 東播丹波連絡道路の未着工区間の早期事業化を促進
 - ・ 鉄道等と路線バスの接続改善により公共交通の利便性を向上
 - ・ JR福知山線の篠山口～福知山間の複線化を検討
 - ・ 路線バスの再編、デマンド型交通の導入等により地域の状況に応じた移動手段を確保
- イ 公園・緑地
- ・ 多紀連山等の豊かな自然を保全
 - ・ 丹波の森づくりの中心拠点である県立丹波並木道中央公園や県立丹波の森公苑等を適正に維持管理・利用促進
 - ・ 既存の公園・緑地を生かしつつ、河川や史跡と一体となった身近な緑を保全するなど、公園・緑地を適正に配置
 - ・ 「県民まちなみ緑化事業」による緑の保全・創出
- ウ 河川・下水道
- ・ 治水・利水、生態系、水文化・景観等に配慮した河川整備を推進
 - ・ 下水道等の更新・整備及び適正な維持管理
 - ・ 市街地における雨水対策を推進
- (4) 市街地整備に関する方針
- ・ 篠山城下町等の歴史的まちなみを有する市街地では、古民家や町家などの空き家を活用し、観光による交流の拡大を促進
 - ・ 建築物の耐震化・不燃化等と避難体制の整備等のソフト対策を一体的に進めるなど地区の特性に応じた防災対策を推進
 - ・ JR柏原駅周辺の病院跡地の利活用を含めた計画的な市街地の形成を促進

- ・ 篠山城下町地区等のユニバーサル社会づくり推進地区においては、高齢者や女性、障害のある人等の社会活動への参画等を支援するため、道路や施設等の重点的な整備を促進
- (5) 防災に関する方針
- ・ 丹波広域防災拠点为核心として地域防災拠点等を連携
 - ・ 緊急輸送道路等の整備や橋梁の耐震化を推進
 - ・ 建築物の耐震化・不燃化等、宅地やライフラインの耐震化
 - ・ 総合治水条例に基づく総合的な治水対策
 - ・ 土砂災害特別警戒区域等の指定と必要に応じて市街化を抑制
 - ・ 砂防堰堤や治山ダム等の重点的な整備を推進
- (6) 景観形成に関する方針
- ・ 「丹波の森」を形成する多紀連山等の山々、篠山川や竹田川、それらに囲まれた盆地等の自然環境を保全
 - ・ 篠山城跡周辺や柏原町柏原周辺等の城下町、福住等の宿場町、田の焼き物の里等の歴史的まちなみを形成・保全
- (7) 地域の活性化に関する方針
- ・ 豊かな自然と美しい田園景観等の地域資源を生かした農林業体験施設の整備、古民家等の活用等により、都市住民との交流、二地域居住や移住・定住、働く場の提供、企業誘致を促進
 - ・ 日本遺産に認定された「丹波篠山 デカンショ節 -民謡に乗せて歌い継ぐふるさとの記憶-」を構成する文化財等の地域資源を生かした観光交流を促進



兵庫県告示第746号の8

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び都市計画に関する公聴会開催規則（昭和44年兵庫県規則第76号）第2条の規定により、次のとおり都市計画の変更に係る素案の公聴会を開催する。

このことについては、同規則第4条第2項の規定により、兵庫県のホームページにも掲載する。

令和2年7月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 素案を作成した都市計画

(1) 種類及び名称

「洲本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「淡路都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」並びに「南あわじ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（淡路地域都市計画区域マスタープラン）

(2) 素案の概要

「洲本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「淡路都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」並びに「南あわじ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（淡路地域都市計画区域マスタープラン）別記のとおり

(3) 素案の閲覧期間

令和2年7月1日（水）から同年8月5日（水）まで

(4) 素案の閲覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、洲本市都市整備部都市計画課、淡路市都市整備部都市計画課及び南あわじ市産業建設部建設課

なお、素案は、兵庫県のホームページ

(https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/r2-toshimas_setsumeikai.html) においても掲示する。

2 公聴会の日時及び場所

(1) 日時

令和2年8月5日（水） 午後7時から

(2) 場所

兵庫県洲本総合庁舎 3階会議室A・B 洲本市塩屋2-4-5 電話（0799）22-3541

（定員人員（40人）を超えた場合は、入場制限を行う場合がある。）

3 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者（洲本都市計画区域、淡路都市計画区域及び南あわじ都市計画区域内に住所を有する者並びに利害関係人に限り、代理人は認めない。）は、下記公述申出書提出期間内に、意見の要旨、その理由、住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を記載した兵庫県知事宛ての書面を兵庫県県

土整備部まちづくり局都市計画課に郵送又は持参により提出すること。

なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する場合がある。

また、同趣旨の意見が多数ある場合は、公述人を選定する場合がある。

4 素案の公述申出書提出期間

令和2年7月1日（水）から同月22日（水）まで（必着）

5 公聴会の公開

公聴会は、これを公開する。

6 公聴会に関する問い合わせ先

兵庫県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
電話（078）341-7711 内線4649・4656

別記

「洲本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「淡路都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」並びに「南あわじ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（淡路地域都市計画区域マスタープラン）の変更素案の概要

第1 基本的事項

(1) 役割

- ・ 中長期的視点に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示すもの
- ・ 都市計画区域マスタープランに即して市町マスタープラン及び立地適正化計画を定める。

(2) 策定単位

- ・ 広域的な圏域として設定する6の地域（阪神、東播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路）を策定単位とする。

(3) 目標年次

- ・ 「21世紀兵庫長期ビジョン」の展望年次である令和22年（2040年）の都市の姿を展望しつつ、目標年次を令和7年（2025年）とする。

第2 都市計画の目標

1 都市計画の基本的な視点

(1) 本県の将来像

- ア 21世紀兵庫長期ビジョン
- イ 兵庫2030年の展望
- ウ 兵庫県地域創生戦略

(2) まちづくり基本方針

- ア 安全・安心
- イ 環境との共生
- ウ 魅力と活力
- エ 自立と連携

2 都市計画に関する現状と課題

(1) 人口減少・超高齢社会の進行

現状	課題
・ 疎住化・人口の偏在化の進行	・ 持続可能な生活圏の確保
・ 交通弱者の増加	・ 公共交通ネットワークの維持・確保
・ 情報化社会の進展によるニーズの変化	・ 地域の魅力の向上と地域間交流の促進
・ インバウンド需要の増加	
・ 都市における空き地・空き家の増加	・ 市街地や集落の低密度化対策

(2) 防災対策の必要性の増大

現状	課題
・ 気候変動による自然災害の増加	・ 防災・減災への更なる対策
・ 防災意識の高まり	

(3) 都市の維持管理コストの増大

現状	課題
・ 都市基盤施設の一斉老朽化	・ 都市基盤施設の戦略的な維持管理・更新
・ 施設の維持管理や更新	・ 都市基盤施設整備計画の適切な見直し

(4) 地球環境への配慮

現状	課題
・ 効率的なエネルギー利用等の要請	・ 低炭素・循環型社会の構築
・ 都市農地の位置付けの明確化	・ 都市と緑・農との共生

(5) 産業構造の変化

現状	課題
・ 産業構造の変化による工場の閉鎖	・ 土地利用転換への対応
・ 郊外の大規模集客施設による中心市街地衰退	・ 大規模集客施設の立地誘導
・ IC周辺等での産業用地需要の高まり	・ 産業用地開発への柔軟な対応

(6) 地域の主体性の高まり

現状	課題
・ 東京圏への人口集中等による地域経済の縮小	・ 地域創生等の取組
・ 都市機能等の更新の遅れ	
・ 地方分権の進展と広域的課題への対応	・ 県と市町との役割分担の明確化

3 都市づくりの基本理念

(1) 安全・安心な都市空間の創出

ア 総合的な防災・減災対策の強化

- ・ 災害時における都市の強靱化を図るため、都市の耐震化・不燃化や密集市街地の改善などの防災・減災対策を推進
- ・ 南海トラフ地震、日本海における大規模地震等による津波対策や台風等による高潮対策を強化
- ・ 近年、頻発・激甚化する豪雨による浸水被害や土砂災害に対し、総合的な治水対策や災害に強い森づくりを推進
- ・ 土砂災害特別警戒区域など想定される自然災害のリスクを踏まえて市街化を抑制

イ 全員活躍社会の推進

- ・ 誰もが安心して住まい、安全・快適に移動し、活躍できる社会の実現に向け、ユニバーサル社会づくりを推進
- ・ 女性の社会進出や共働き世帯の増加を踏まえ、子育て支援施設等の充実した環境づくりを促進

(2) 地域主導による都市づくり

ア エリアマネジメントの促進

- ・ 多様な地域課題へ対応するため、住民、事業主等の地域の担い手による魅力あるまちづくりを促進

イ 地域資源を生かした都市の活性化

- ・ 自然や風土などの地域資源を生かした魅力ある都市づくりの実現と多様な交流の拡大を促進
- ・ 都市部では、地域のにぎわいの創出や人口増加につなげるため、空き地・空き家の市場流通を促進
- ・ 地方部では、古民家や町家等の空き家を地域拠点や宿泊施設等として活用した地域間交流、二地域居住や移住を促進
- ・ 住宅地周辺のまとまりのある農地等を保全・活用
- ・ 市街化調整区域では、その性格を維持しつつ、地域の活力維持や産業の活性化に資するまちづくりを促進

ウ 民間投資の誘導

- ・ 医療・福祉施設、商業施設等が継続して運営するために必要となる一定の人口を持った地域を形成
- ・ 中心市街地等では、都市計画法等の特例制度の活用や規制緩和等により大規模業務施設や都市型住宅等を誘導
- ・ 市街地内に残る大規模工場跡地等の低未利用地は、面的整備事業により土地利用を増進

- ・ PPP（公民連携）やPRE（公的不動産）の効率的な運営と併せた商業、医療・福祉等の都市機能を公有地へ誘導
 - エ 情報ネットワーク等の活用
 - ・ スマートシティの考え方等を踏まえ、情報ネットワークや革新的技術を活用した都市づくりを検討
 - (3) 持続可能な都市構造の形成
 - ア 地域連携型都市構造の実現
 - 大都市、地方都市、中山間地域が都市の諸機能において役割分担・相互連携し、活力を持って自立
 - (ア) 地域連携型都市構造の実現に向けた基本的な方針
 - ① 市街地エリア
 - ・ 都市機能集積地区において機能を更新・充実
 - ・ 低未利用地の活用や土地の高度利用
 - ② 市街地以外のエリア
 - ・ 日常生活に必要なサービス機能を確保
 - ・ 都市との交流、二地域居住や定住の促進、既存産業の事業継続支援等により地域の活力を維持
 - (イ) 都市機能の役割分担と連携の方針
 - ・ 機能の集積度及び圏域の広さに応じて都市機能集積地区を位置付け
 - ・ 適切な役割分担・連携により多様な機能を確保
 - (ウ) 交通ネットワークの方針
 - ・ 地域に応じた適切な輸送手段により地区間を連携
 - ・ 新技術による交通ネットワークについても検討
- 第3 淡路地域の都市計画の目標等（対象区域：洲本都市計画区域・淡路都市計画区域・南あわじ都市計画区域）
- 1 都市計画の目標
 - (1) 淡路地域の目指すべき都市構造
 - ・ 神戸市や徳島県などの地域外や地域内の連携強化により都市機能の相互補完を行い、地域全体で都市機能を確保
 - ・ 遠隔医療・教育や個人向け商品販売・配送システム等の活用により日常生活の持続性を確保
 - ・ 交流人口の増加による地域の活性化に向け、広域交通ネットワークの強化により滞在型観光等の広域的な交流を促進
 - ・ 市街地エリアの方針
 - ① 自然、歴史・文化、産業を生かした魅力ある市街地を形成
 - ② インバウンドの誘致を含む多様な交流・環流を拡大
 - ③ 自然災害の発生のおそれのある区域を立地適正化計画における居住誘導区域外とし、市街化を抑制
 - ・ 市街地以外のエリアの方針
 - ① 地域主導による集落の機能維持や地域活性化を促進
 - ② 都市機能集積地区との連携を維持・確保
 - 2 区域区分の決定の有無
 - ・ 洲本・淡路・南あわじ都市計画区域では、急激かつ無秩序な市街化の進行は想定されないため、区域区分を定めない。
 - 3 主要な都市計画の決定の方針
 - (1) 地域連携型都市構造化に関する方針
 - ・ 第2期淡路島定住自立圏共生ビジョンに基づき、都市機能集積地区間で都市機能を相互補完
 - ・ 神戸淡路鳴門自動車道によりつながる神戸地域、東播磨地域、徳島県等の地域外との広域的な連携を検討
 - ・ 淡路島地域公共交通網形成計画に基づき持続可能な公共交通網を形成
 - ア 都市機能集積地区の特性を生かした都市機能の充実
 - (ア) 地域都市機能集積地区…地域全体で都市機能の代替・相互補完
 - ・ 洲本市役所周辺
 - ・ 志筑

- ・ 南あわじ市役所周辺
- (イ) 生活都市機能集積地区…日常生活に必要なサービス等を確保
- イ 現在の市街地を中心とした都市機能の利用圏人口の維持
- ウ 都市機能集積地区の機能連携の強化
 - (ア) 広域連携軸…徳島県を含む地域内外と都市機能を相互補完
 - ・ 温暖な気候風土や自然環境を生かした広域的な交流を促進
 - (イ) 地域内連携軸…県道等により地区間の連携を強化
 - (ウ) 日常生活圏内の移動…公共交通ネットワークを維持・確保
- (2) 土地利用に関する方針
 - ア 地域の特性に応じた土地利用コントロール
 - ・ 洲本ICや淡路島中央SIC周辺、国道28号や県道福良江井岩屋線沿道等において周辺環境と調和した開発を誘導
 - イ 計画的な整備・改善による市街地の質の向上
 - ・ 緑豊かな地域環境の形成に関する条例の「まちの区域」においては、用途地域や地区計画等の活用により良好な市街地環境を形成
 - ・ 既存産業の充実や産業拠点の形成が見込まれる津名地域臨海部、国道28号の洲本IC周辺等で産業立地を促進
- (3) 都市施設に関する方針
 - ア 交通施設
 - ・ 東西の都市機能集積地区を結ぶ地域内連携軸及び西岸部の南北方向の地域内連携軸に位置付けた幹線道路を整備
 - ・ 神戸淡路鳴門自動車道淡路島中央SICや淡路北SIC等の活用により地域を活性化
 - ・ サイクリングによる観光振興を促進するため、自転車の走行環境を整備、大鳴門橋への自転車道の設置を検討
 - ・ 災害時等の明石海峡大橋の代替交通として緊急・救援輸送手段の役割も担う明石港と岩屋港間の海上交通を維持・強化
 - ・ パークアンドバスライドに加え、高速バスと路線バスとの接続改善等により公共交通の利便性を向上
 - ・ コミュニティバスやデマンド型交通への支援等により地域の状況に応じた移動手段を確保
 - イ 公園・緑地
 - ・ 自然が有する多様な機能を備えたグリーンインフラを形成
 - ・ 県立淡路島公園については、観光交流型公園を目指して、民間活力の導入によるにぎわい創出施設を整備
 - ウ 河川・下水道
 - ・ 治水・利水、生態系、水文化・景観等に配慮した河川整備を推進
 - ・ 人と自然が共生する河川環境を保全・創造
 - ・ 生活排水処理率が低い地域があることから、公共下水道の更新・整備や合併処理浄化槽の設置等を促進
 - ・ 豊かな海の実現に向けた取組を推進
- (4) 市街地整備に関する方針
 - ・ 漁村等の密集市街地においては、住民との協働による道路等の整備や建築物の耐震化・不燃化などによる防災対策を推進
 - ・ 淡路市夢舞台サスティナブル・パークにおいて医療・福祉、産業、商業の複合的な拠点形成を促進
 - ・ 洲本市中心市街地周辺地区等のユニバーサル社会づくり推進地区においては、高齢者や女性、障害のある人等の社会活動への参画等を支援するため、道路や施設等の重点的な整備を促進
- (5) 防災に関する方針
 - ・ 淡路広域防災拠点を核として地域防災拠点等を連携
 - ・ 緊急輸送道路等の整備や橋梁の耐震化を推進
 - ・ 建築物の耐震化・不燃化等、宅地やライフラインの耐震化
 - ・ 津波・高潮対策の計画的な推進
 - ・ 総合治水条例に基づく総合的な治水対策
 - ・ 土砂災害特別警戒区域等の指定と必要に応じて市街化を抑制
 - ・ 砂防堰堤や治山ダム等の重点的な整備を推進

(6) 景観形成に関する方針

- ・ 津名丘陵や諭鶴羽山地、それら間を流れる洲本川や三原川、周囲の海岸線等の美しい自然環境を保全
- ・ 神話や歴史の物語を持った歴史的景観等を継承
- ・ 「公園島淡路」として魅力あふれる景観を創造

(7) 地域の活性化に関する方針

- ・ 御食国としての食のブランド、アワイチが注目されるサイクリングツーリズム等を生かした観光交流を促進
- ・ 日本遺産に認定された『古事記』の冒頭を飾る『国生みの島・淡路』～古代国家を支えた海人の営み～を構成する文化財等の地域資源を生かした誘客を促進
- ・ 「あわじ環境未来島構想」等の参画と協働の取組を促進